

令和8年2月27日（金）

令和8年（2026年） 第1回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第4日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

令和8年度施政方針

第2

- 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 川崎市基本構想の改定について
- 議案第23号 川崎市基本計画の改定について
- 議案第24号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1, 2号機更新工事請負契約の締結について
- 議案第27号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造(トンネル)工事請負契約の変更について

- 議案第28号 労働会館改修工事請負契約の変更について
- 議案第29号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
- 議案第30号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について
- 議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
- 議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
- 議案第33号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
- 議案第34号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
- 議案第35号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について
- 議案第36号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第37号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
- 議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第41号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第42号 訴えの提起について
- 議案第43号 訴えの提起について
- 議案第44号 調停の申立てについて
- 議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算
- 議案第46号 令和8年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第51号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第52号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第53号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第54号 令和8年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第55号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第56号 令和8年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第57号 令和8年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第58号 令和8年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第59号 令和8年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第60号 令和8年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第61号 令和8年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第62号 令和8年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第63号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第65号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第66号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第67号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

議案第69号 令和7年度川崎市水道事業会計補正予算

議案第70号 令和7年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について

報告第1号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について
第3

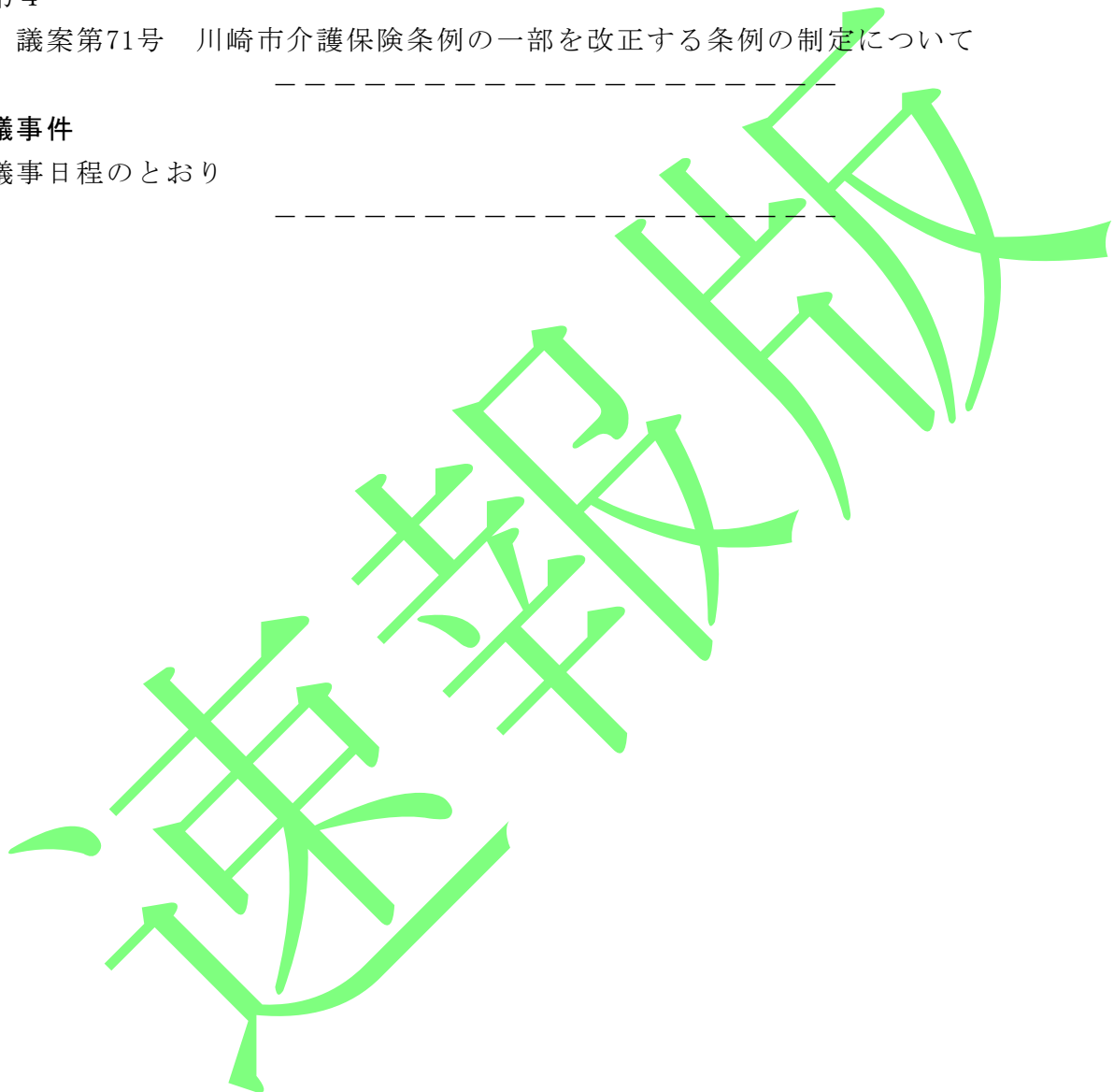
請願・陳情

第4

議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

付議事件

議事日程のとおり



出席議員 (57人)

- 1番 三浦 恵美
- 2番 飯田 満
- 3番 三宅 隆介
- 4番 嶋 凌汰
- 5番 井土 清貴
- 6番 田倉 俊輔
- 7番 枝川 舞
- 8番 柳沢 優
- 9番 菅谷 英彦
- 11番 月本 琢也
- 12番 吉沢 章子
- 14番 小堀 祥子
- 15番 那須野 純花
- 16番 高戸 友子
- 17番 仁平 克枝
- 18番 高橋 美里
- 19番 長谷川 智一
- 20番 嶋田 和明
- 21番 工藤 礼子
- 22番 浦田 大輔
- 23番 平山 浩二
- 25番 各務 雅彦
- 26番 本間 賢次郎
- 27番 矢沢 孝雄
- 28番 末永 直郎
- 29番 市古 次郎
- 30番 後藤 真左美
- 31番 渡辺 学
- 32番 岩田 英高
- 33番 重富 達也
- 34番 鈴木 朋子
- 35番 林 敏夫
- 36番 押本 吉司
- 37番 春 孝明
- 38番 川島 雅裕
- 39番 河野 ゆかり
- 40番 野田 雅之
- 41番 原 典之
- 42番 青木 功雄

- 43番 橋本 勝
- 44番 山崎 直史
- 45番 宗田 裕之
- 46番 井口 真美
- 47番 石川 建二
- 48番 木庭 理香子
- 49番 堀添 健
- 50番 岩隈 千尋
- 51番 織田 勝久
- 52番 雨笠 裕治
- 53番 田村 伸一郎
- 54番 浜田 昌利
- 55番 かわの 忠正
- 56番 松原 成文
- 57番 石田 康博
- 58番 浅野 文直
- 59番 大島 明夫
- 60番 嶋崎 嘉夫

欠席議員 (2人)

- 10番 加藤 孝明
- 13番 齋藤 温

出席説明員

市長
副市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
病院事業管理者
教育長
総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長

危機管理監

川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
会計管理者
交通局長
病院局長
消防局長

市民オンブズマン事務局長

教育次長

市選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会事務局長

代表監査委員

監査事務局長

人事委員会委員長

人事委員会事務局長

福田紀彦
加藤順一
藤倉茂起
三田村有也
白鳥滋之
金井歳雄
落合隆一
池之上健一
斎藤禎尚
高岸堅司
田邊聡一
中山健一
石渡一城
井上純哉
宮崎伸哉
河合征生
森賢一

玉井一彦
柴山巖
山崎浩
山口美穂
沖本里恵
白井豊一
齋藤正孝
佐藤直樹
東哲也
山崎陽史
水澤邦紀
森有作
望月廣太郎
佐々木智子
田中一平
露木明美
山川浩己
川鍋雅裕
井口拓也
加藤浩輝
柳下裕次

出席議会局職員

局長
石塚秀和
総務部長
渡辺貴彦
議事調査部長
鈴木智晴
庶務課長
大磯慶記
議事課長
渡邊岳士
政策調査課長
榎本陽治
議事係長
田村健太郎
議事課課長補佐
蟬川千代
議事課課長補佐
龍口真
外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも54人」と報告〕

○副議長 堀添 健 昨日に引き続き、会議を開きます。

○副議長 堀添 健 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第4号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○副議長 堀添 健 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、各会派の代表質問を行います。公明党代表から発言を願います。53番、田村伸一郎議員。

〔田村伸一郎登壇、拍手〕

○53番 田村伸一郎 おはようございます。私は、公明党川崎市議会議員団を代表して、令和8年第1回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問をいたします。

初めに、行財政改革について伺います。令和8年度予算案は、市長4期目当選後、初めて編成される本格予算であり、総合計画第4期実施計画、そして行財政改革第4期プログラムなど、4年に1度の計画改定と同時に動く極めて重要な予算です。市長選で掲げた公約をどのような形で具体化し、どの施策に反映させたのか、市長の率直な見解を伺います。予算規模についてです。一般会計9,378億円、全会計1兆7,280億円と13年連続で過去最大規模となりました。行政需要の拡大に加え、物価高騰や人件費上昇、社会保障費の増加、公共投資の進捗など複合的要因が重なっています。市長はこの状況を、将来を見据えた成長投資の局面と評価しているのか、それとも財政の硬直化を招きかねない警戒局面と認識しているのか、基本的な課題認識を伺います。また、今回の増額は一時的な要因によるものなのか、今後も続く恒常的な歳出増なのか、将来の財政運営への影響をどのように見通しているのか、市長に伺います。

本市は令和17年頃に人口ピークを迎え、生産年齢人口も減少局面に入ると推計されていますが、同規模の予算水準が持続可能なのか、中長期的な財政運営の考え方について伺います。将来負担の抑制についてです。改定案では、プライマリーバランスの安定的黒字確保を掲げていますが、物価、人件費、社会保障費の増加が続く中、容易ではありません。今後4年間でどのような具体策と工程で黒字化を実現するのか伺います。市債残高は増加見込み傾向であり、金利上昇局面を踏まえれば公債費負担の拡大が懸念されます。市債発行の考え方と将来世代に責任を持つ財政運営についての見解を伺います。

計画間の整合性についてです。第4期実施計画、行財政改革第4期プログラム、資産マネジメント第3期実施方針の整合を具体的にどのように確保したのか、市長に伺いたいと思います。また、公共施設の最適化を進める中で、更新、改修が特定年度に集中しないよう、更新投資の平準化をどう図るのか、さらに、更新の優先順位の判断基準を市民に分かりやすく示し、計画的に実行していく考え方について市長に伺いたいと思います。

減債基金についてです。令和9年度以降、新規借入見込みとされ、借入残高も増加推計となっています。本来、将来の償還財源である基金への依存をどのように圧縮し、早期解

消につなげるのか、具体的な道筋を伺います。収支フレームでは、令和9年度以降も収支不足が継続し、令和10年度は大幅なマイナスが見込まれていますが、収支不足の主な要因分析とその対応方針を伺います。財政調整基金についてです。毎年度20億円活用としつつ、一定残高を確保するとしていますが、確保すべき水準の考え方と、毎年度活用の妥当性について見解を伺います。

第51回衆議院議員総選挙等の執行に伴う市の対応状況についてでございます。選挙は民主主義の根幹であり、自治体として円滑な執行を支えることは極めて重要であります。今回の選挙において、運用面での不備が複数報告されています。外国在住の有権者が投票できなかった事例、期日前投票所で障害のある方が投票メモの持参や代筆を認められず投票できなかった事例、郵便等による不在者投票で返信用封筒が同封されなかった事例など、投票権の保障という点で重大な課題があったと受け止めています。短期間での準備により現場の負担が大きかったことは理解いたしますけれども、投票機会の確保は最優先で守られるべきです。そこで、市として今回の事案をどのように把握、検証しているのか、課題認識と再発防止に向けた具体的な改善策について見解を伺いたいと思います。投票手続のデジタル化についてです。投票手続のデジタル化に取り組んでいる自治体が幾つかありました。北海道上富良野町は、IT会社が提供するデジタル郵便サービスを活用して、公示日の午前9時に専用のアプリを入れた町民へ一斉にデジタル投票所入場券を送りました。選挙管理委員会の担当者は、市民が通知を開封したかどうかも分かり、確実性は郵便を上回る、スマホで早期に投票を働きかけることができると述べています。また、福岡県古賀市では、昨年3月の知事選から不在者投票の投票用紙の請求を郵送だけではなく、LINEでもできるようにしています。本市でも投票手続のデジタル化を検討すべきと思いますが、見解と対応を伺います。

G X戦略地域についてです。国はG X産業構造の実現に向け、新たな産業クラスターの創出を目指す具体的な政策としてG X戦略地域制度を創設し、G X戦略地域の選定に向けた公募が2月13日まで行われました。本市は、このうちコンビナート等再生型を想定し、G X戦略地域への選定を目指していますが、改めてこのG X戦略地域制度に関する本市の認識について伺います。本制度への公募の結果、選定される地域は極めて少数であるということでございます。国が実施した提案募集には18の地域がエントリーしたと伺っており、この中で選定されるには、他都市よりも本市のポテンシャルが高く評価される必要があると考えます。有望地域の選定に向け、国が示している選定要件と本市が他都市に比べて優れていると考えられる点について伺いたいと思います。

この制度は、本市の大規模土地利用転換を大きく前進させる制度として大変期待できると同時に、国は有望地域への選定要件として、自治体の一定の負担も含む強いコミットが不可欠とするなど、自治体への強い覚悟を求めています。G X戦略地域の選定に向けてどのような姿勢で臨むのか、市長に決意を伺いたいと思います。

平和施策についてです。今年には核兵器不拡散条約の再検討会議が開かれる予定です。核保有国と非保有国の橋渡し役を担う日本は唯一の被爆国として、二度と悲劇を繰り返さないとの決意で議論をリードする使命があります。しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で開始され、これに伴い非核三原則の堅持がいまだ表明されていない状況から、不安感に拍車をかけているのが実態です。本市は、ほかの都道府県

や政令指定都市に先駆けて非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める核兵器廃絶平和都市宣言を行い、様々な平和事業の取組を進めてきました。改めて、非核三原則に対する市長の見解と核兵器廃絶の世論を喚起する今後の対応を伺いたいと思います。

次に、防災・防犯対策について伺います。川崎市耐震改修促進計画改定案についてです。今回の改定案では、国の基本方針改定や能登半島地震の教訓を踏まえ、目標や指標の見直しが行われました。令和12年度までにおける目標値として、住宅全体の耐震化率を98%、木造戸建て住宅を95%とすることが示されていますが、目標値達成に向けどのように取り組むのか伺います。我が党は、特に木造住宅の耐震化支援の強化及び高齢者世帯へ分かりやすい周知をこれまで議会で繰り返し求めてまいりました。このたび、耐震診断士派遣制度及び耐震改修等助成制度の対象が拡充され、求めてきた2000年5月以前の建築物が追加されました。市内に約4万8,000戸あるとされる新耐震基準の木造住宅に対しては、耐震診断の必要性を市民の行動にどのようにつなげていくのか具体的に伺います。あわせて、高齢者や低所得者への対応についても伺います。避難路、緊急輸送道路の確保対策については、減災の要であり、これまでも対策について議会で取り上げてきました。このたびの改定案で通行障害解消率と避難路沿道耐震化マップの作成及び公表が新たに示されたことに、まずは一定の評価をしたいと思います。この新指標を市民や建築物所有者が自分事として理解できるように活用していくことが重要です。耐震性が不十分とされている115棟の沿道建築物については、個別の丁寧な働きかけが重要と考えますが、見解と取組を伺いたいと思います。

防犯カメラの設置促進についてです。本市のこれまでの取組から、犯罪の抑止力への効果が一定程度認められることが分かりました。令和8年度予算案では、重点施策に位置づけられ、現在の運用に加え新たに100台の整備、また、町内会・自治会等への補助上限額が27万円から30万円へ拡充されました。市民の安全・安心につながる重要な取組と捉えています。町内会・自治会等への支援としては、補助制度だけではなく、見積り取得や設置場所の検討、住民の合意形成など、導入までのプロセスをはじめ、設置後の維持管理や更新を支える伴走型支援が重要であると考えます。今後、町内会・自治会等が防犯カメラを導入しやすくなるよう、きめ細やかな運用支援の体制強化について見解と取組を伺います。市が新たに設置する100台の整備にあっては、その効果を最大限高めるため、設置場所の選定が極めて重要であると考えます。これまでも議会で求めてきた住宅地や通学路、公園、ごみ集積所などの生活圏における放火や犯罪を不安視する声が現場から多く寄せられています。設置場所の選定については、どのような基準で行われるのか伺いたいと思います。

次に、教育施策について伺います。SNS上の暴力行為等の動画の投稿、拡散を受けた子どもの暴力行為、いじめに係る緊急対応についてです。学校等における児童生徒の激しい暴力によるいじめの様子を映した動画が相次いでSNS上に拡散され、児童生徒や保護者にも大きな不安を与えています。本市においても同様の事例があるのか伺いたいと思います。これを受けて本年1月16日、こども家庭庁は、こうした動画の投稿、拡散により、誹謗中傷など新たな人権侵害を生むおそれもあることから、事案発生時の早期対応、SNS等における人権侵害等への対処について対応すべき事項を整理いたしました。それぞれについて本市の見解と対応を伺います。暴力行為やいじめへの対応についてです。学校は、

子どもたちが安全に学び、保護者が安心して預けられる場所であることが本来の姿ですが、いじめや暴力事案への対応をめぐり、その信頼が揺らいでいます。文部科学省は教育委員会に対し、児童生徒の暴力行為やいじめは決して許されず、場合によっては暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを3学期中に改めて児童生徒に指導すること、併せて学校として暴力行為やいじめに対しては断固たる姿勢で対応し、必要に応じて警察等との連携をためらわない方針を明確にすることなど、暴力、いじめを許容しない環境整備を求めています。こうした中、対応を学校長の個別判断に委ねるだけでなく、教育委員会として統一的な対応基準やマニュアルを整備し、現場が迷わず毅然と対応できる体制を構築すべきと考えます。見解と具体的な対応を伺います。

市立学校体育館等の空調設備整備についてです。予算案において、市立学校体育館等の空調設備整備として4億2,000万円余が計上されました。当初の空調設備整備臨時特例交付金の補助時限である令和15年度から4年間前倒しされ、第4期実施計画期間中である令和11年度までに整備することが改めて示されました。市長の思いを伺います。

また、事業手法としてPFIが採用されました。地域活性化を図るため、事業期間を通じた様々な機会を捉え、市内中小企業者の受注機会の増大が図られるべきです。見解と具体的な対応を伺います。あわせて、設置優先順位など基準についても伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解したので、答弁は結構でございます。

学校給食室への空調設備の整備についてです。暑い時期における給食室の環境改善を図るため、空調設備が未設置の調理場や食品庫に対して調査を実施し、整備を進めるとして1,800万円が計上されました。文部科学省からの通知においても、特に令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備を求めています。体育館への空調設備の整備が4年間前倒しされた背景には、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性が生じていることと同様に、学校給食室への空調設備の整備も早急に行う必要があります。見解と対応を伺いたいと思います。

学校の朝の居場所づくりの推進についてです。保護者の安心と子どもの安全を守るため、地域の方の協力をいただきながら、小学校の始業前から児童を受け入れる朝の居場所が、令和8年度より各区1校での実施が予定されています。選定指針と全校への導入に向けたスケジュールを伺います。また、子どもの小学校入学に伴う環境変化により、保護者の約4割が働き方を見直すと言われている、いわゆる小1の壁の解消にも資する取組です。その効果を十分に発揮させるためには、可能な限り早い段階で対象となる保護者に対し制度内容を確実に周知することが重要です。見解と対応を伺います。特に、小学校入学前に情報提供を行う必要性があることから、学区内の保育園等を通じて通知を行うなど、きめ細やかな対応も望まれます。見解と対応を伺います。

小学校用務員の民間委託についてです。普通教室のワックスがけなど、学校用務員が担う業務範囲を拡充するため、小学校等は学校用務業務を民間委託するとともに、中学校等は直営体制を強化し、新体制の構築を進めるとしています。学校用務員の業務は、教室内での作業をはじめ児童や学校関係者と日常的に接する業務が想定されることから、個人情報・校内情報セキュリティの確保など徹底したリスク管理が求められます。見解と対応を伺います。また、こども家庭庁は先月9日、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を雇

用主が確認する日本版DBS等に関する運用指針を公表しました。児童の安全確保を最優先とする観点から、民間委託に当たってはこども性暴力防止法に基づく認定事業者であることを入札参加条件に設けることが望ましいとの声もありますが、見解と対応を伺います。あわせて、保護者の不安解消と理解促進のためにも、丁寧な情報提供や意見交換の場を設けるなどの取組が必要です。見解と対応を伺います。教育現場であるということから学校用務員の業務内容は即応性が求められます。民間委託した場合、各学校現場から求められる業務の発生も考えられますが、指揮命令系統の整理や業務の内容の範囲について伺います。また、業務発注の単位、エリアについても伺います。

不当要求行為等への対応についてです。文部科学省は教員の働き方改革を促す新たな指針において、保護者等からの不当要求への対応を学校以外が担うべき業務と位置づけました。こうした考え方を踏まえ、本市の令和8年度予算案では、学校の対応力を支える体制の強化としてスクールローヤーの増員をはじめ、不当要求行為等への対応として、全校への通話録音装置の設置や専門弁護士への相談体制の導入が盛り込まれました。これらの施策を実効性あるものとするためには、不当要求行為に該当するかどうか適切な判断、初期段階における迅速な対応、教職員が気軽に相談できる体制の整備、さらには個人任せにせず組織として対応する仕組みづくりが重要と考えます。見解と対応を伺います。

いわゆる高校授業料の無償化についてです。令和8年度から、いわゆる高校授業料の無償化を進める方針が示されました。しかしながら、現時点で国の予算が成立していないため制度が未確定であり、文部科学省や都道府県の公式ホームページにおいても、確定的な制度内容は示されていません。一方で、既に多くの私立高校において入学試験が実施されており、保護者や生徒にとって授業料負担は進路選択に直結する重大な関心事であり、制度の詳細が不透明なままであることは適切ではありません。こうした中、生徒及び保護者に対し情報提供や説明を行う立場として、これまでの対応について伺います。

学校施設包括管理業務委託についてです。令和7年第4回定例会の我が党の代表質問において、中小企業活性化条例を踏まえ、市内事業者の育成の観点から、学校施設包括管理業務の全市展開に際しては、市内事業者が包括管理事業者として参入しやすくなるように、複数エリアに分けるよう強く要望をいたしました。その後の対応を伺いたいと思います。マネジメント費についてです。文教委員会でのこれまでの説明では、昨年10月30日の委員会資料のイメージ図に示されているように、教育委員会は、教育委員会事務局の業務が軽減されることで人件費の圧縮が見込まれ、一定程度相殺が可能と説明し、そのイメージ図では、教育委員会の人件費を削減した中からマネジメント費を捻出するように示されていました。本年2月6日の文教委員会では、マネジメント経費は一括の場合は2億5,000万円、2つのエリアに分割する場合は3億円から4億円前後と概算事業費が示されました。職員人件費の中からマネジメント費を捻出するイメージ図となっていますが、まず、このイメージ図の人件費の根拠となる関与人員、人件費の金額を伺います。これまで説明してきた市民、業界団体、文教委員会に対し誤解を与えるイメージ図を示したことについて、どのように考えているのか見解を伺いたいと思います。圧縮が見込まれる金額、人件費との一定程度の相殺について、幾らと見込んでいるのか具体的に内容を伺います。マネジメント経費は一括の場合と2つのエリアに分割した場合の概算事業費について、拠点費や人件費などの算出根拠と内訳を伺います。市内事業者からの相談窓口を設置すると示されました

が、相談を受けてどのように対応するのか伺います。

学校図書館への新聞配備についてです。我が党は、これまで速やかな配備を繰り返し求めてまいりました。令和7年決算審査特別委員会においての御答弁では、学校の事務負担軽減につながると考えているので、一括購入の導入について検討し、契約手法について関係局と調整しているとのことでした。これまでの進捗状況を伺います。令和8年度予算案にはどのように反映されたのかも伺います。また、学校図書館司書の配置が充実されますが、司書配置の拡充に伴い、新聞の活用についても伺いたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。児童の健全な成長と自立に向けた支援体制についてです。養育環境等に課題を抱える学齢期の児童などに対して安全・安心な居場所を提供するとありますが、居場所については、入所施設なのか、通所施設なのか、どちらを考えているのか伺いたいと思います。定員についても伺います。児童育成支援拠点事業を新たに実施するとありますが、対象に小学生が入ることから、市内で複数の施設とすべきと思いますが、何か所となるのか伺います。生活習慣の形成支援や食事提供などを行うとありますが、保護者への支援も必要だと思えます。見解と対応を伺います。社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームについて、現在は宮前区と麻生区に1か所ずつあるものを、新たに定員6名の施設を2つ増やすようですが、新たな施設はどの区に整備をするのか伺いたいと思います。現時点での入所を希望する待機者数について、また、令和9年度以降の計画についても伺います。児童相談所に併設されている一時保護所について、児童の学習支援や自立のための対象経費の拡充を図るとありますが、具体的にどの程度拡充を考えているのか伺いたいと思います。

子どものSNS利用についてです。脳トレの研究で有名な東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授は、5歳から18歳の子ども約200人の脳の発達をMRI検査で3年間調査した結果として、インターネットの使用時間が短い子どもと比べると長い子どもは脳の3分の1の発達が止まっていたとして、子どものSNS利用については、法的なものを含めて何らかの規制が必要だ、理由は、SNSとスマートフォンには依存性と中毒性があるという一点に尽きると述べています。子どものSNS利用への規制については、他都市で条例による規制事例が見られますが、本市としての見解と対応を伺います。

次に、まちづくり施策について伺います。市営住宅自治会の体制確保についてです。居住者の高齢化に伴う役員の高齢化とともに、役員の成り手不足も継続する課題です。既に自治会運営の体制維持に支障を来すケースが散見され、事例として幸区のある市営住宅自治会では、約13年にわたり役員を担う方が入居承継の問題等に直面しています。安心の住環境を支える自治会のコミュニティの存続は喫緊の課題であり、政策的な対応が必要です。見解と対応及び他都市の事例や評価等を含め今後の取組を伺います。

市営住宅の入居基準についてです。2009年に入居収入基準が月額20万円から15万8,000円に引き下げられ、現在まで据え置かれている状況です。その間、生活費の基準となる最低賃金が上昇しても、市営住宅の入居基準が変わらない実情です。見直しの必要性について見解と今後の対応を伺います。

狭あい道路対策事業についてです。昨年10月、まちづくり委員会において主たる課題が3点ほど示され、解決に向けて国土交通省のガイドラインや他都市の先進事例を参考に検討の方向性が示されました。効果的かつ着実に推進するための重点地域の設定や考え方を

含め、検討状況等の見通しを伺います。また、不動産業や土地家屋調査士等、関係団体とのリレーションシップが重要と考えます。見解と今後の取組を伺います。

多様な世帯の安定居住の促進についてです。本市は空き家等の対策として、居住目的以外の空家利活用マッチング制度による利活用の推進を図ってきました。取組の成果と課題、今後の取組を伺います。一方、安定居住を目的とするマッチング制度の構築が求められます。行政主導の空家バンク設置等の取組の方向性を伺いたいと思います。内閣府の令和6年版高齢社会白書では、高齢期の住み替え等に係る意識調査から、日常の買物や医療機関への通院、交通機関の利便性を考慮したサポートが望ましいと要約しています。生活上の考慮すべき立地条件を含め、高齢者の住み替え促進に関する方向性及び課題を含め今後の取組を伺います。

地域公共交通ネットワークの形成についてです。新たに市バス路線における自動運転バス導入を図ることが示されました。導入路線の選定の考え方を含め具体的な取組等を伺います。

あわせて、既に進めている羽田連絡線や川崎病院線での実証実験を経て、社会受容性の変化等をどのように把握、評価しているのか、課題を含めて今後の取組を伺いたいと思います。また、モビリティステーションの形成を新たに3か所で推進することが示されました。社会受容性を高める上での広報の工夫が欠かせません。モビリティステーションごとの活用シミュレーションモデルを提案することも有効と考えます。見解と今後の取組を伺います。

南武線駅アクセス向上等整備事業についてです。中野島駅の利便性向上については、北口臨時改札口が踏切事故防止と混雑緩和に大きく寄与し、地域から高く評価されています。しかし、運用が平日の朝夕に限られ、日中や休日の利用を望む声が絶えません。高齢者や子育て世代など誰もがいつでも安全に利用できるよう、運用の拡充が必要です。見解と対応を伺います。また、令和9年度導入を目指す機械警備により、開設日や時間は具体的にどう拡大されるのか、前倒しの可能性を含め現時点での認識を伺います。久地駅の久地踏切の遮断時間と混雑は既に限界に達しています。令和10年春の臨時改札開設に向け、実態調査結果を設計やJRとの協議にどのように反映させるのか伺います。また、中野島駅の知見を生かし、当初から機械警備による最大限の利便性を確保すべきと考えますが、見解を伺います。両駅の橋上駅舎化については、地質課題や物価高騰を理由に継続検討とされていますが、臨時改札口の設置はあくまでも臨時的な対応です。稲田堤駅に続き、市として将来的な橋上駅舎化の実現に向けた取組を伺いたいと思います。

次に、高齢者施策について伺います。地域包括ケアシステムについてです。令和7年決算審査特別委員会での我が党の質問に対し市長は、次期進化型ビジョンについて、急速な高齢化の進行や人口減少に伴う担い手不足等を見据えながら、デジタル技術の活用による業務効率化や民間企業を含む多様な主体との連携を進め、予防の視点を重視した取組や包括的支援に向けた地域におけるつながりに重点的に取り組むと示されました。新年度における取組を市長に伺いたいと思います。

介護情報基盤についてです。介護情報基盤は、介護サービス利用者に関する情報を利用者、自治体、介護事業所、医療機関が共有し、閲覧可能にする全国規模のデジタルシステムです。要介護認定情報やケアプラン、請求・給付情報を一元的に管理し、効率化とサー

ビスの品質向上が期待をされます。本年4月1日から運用を開始し、準備の整った自治体から利用開始になり、本市においても、本システムを活用した介護給付費の抑制や本人のQOL向上に向けた重度化予防、また、ケアプランの質の見える化や医療DXとの本格連携による医療、介護のシームレス化を一層強化すべきです。医療DXとの一体整備について、見解と今後の取組を伺いたいと思います。

終活支援についてです。令和8年度予算案では、令和7年第2回定例会で我が党が求めた終活情報登録事業として759万8,000円が計上されております。本事業は、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言などの終活に関する身元保証に相当する情報を事前に登録することで、本人が意思表示ができない場合でも必要な支援につながる重要な取組であり、評価をしたいと思います。そこで、本事業における具体的な登録内容、登録対象者や利用条件について伺います。あわせて、照会があった際の手続や誰にどこまで情報を提供するかなど、個人情報保護法の観点を踏まえた運用方法について伺います。さらに、本年秋頃の開始に向け、市民に分かりやすい周知方法や福祉、医療機関、地域包括支援センターとの連携をどのように進めていくのか、見解と対応を伺います。また、川崎市未来あんしんサポート事業は終活支援として社会福祉協議会が運営をしています。事業開始からこれまでの成約件数は60件まで増加したとのことですが、現状と課題認識について伺います。また、終活の相談は、遺言に限らず、相続や税、身元保証、死後事務、住まいの整理など複合的であることから、司法書士や弁護士に限らず幅広い士業を活用し、市民ニーズに対応する体制が必要であると考えますが、見解と対応を伺います。あわせて、現在協議中とされている士業連携について、連携対象や役割分担、今後の見直しの方向性についても伺いたいと思います。

次に、障害者支援について伺います。在宅支援の充実についてです。障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、施設の整備と並行して在宅支援のさらなる充実が必要です。しかし、重度の障害がある方ほど、夜間や緊急時の対応への不安から在宅生活を断念せざるを得ない現実があります。障害者の高齢化や重度化、そして親亡き後への不安解消は全国的にも大きな課題です。東京都中野区、兵庫県明石市などでは、国の制度の枠内にとどまらず、本人の地域で暮らしたいという願いをかなえるため、市町村独自の予算で24時間の在宅生活を可能にしています。本市も独自のさらなる支援について取り組むべきですが、見解を伺います。

障害者雇用・就労促進対策事業についてです。昨年10月から就労選択支援が開始されました。この制度は適切な就労アセスメントを通じて本人の意向や適性を評価するものであり、我が党は、これまで就労継続支援B型等の利用に当たって、本人が納得感を持って進路を選択できる仕組みの重要性を一貫して訴えてまいりました。令和6年第2回定例会における我が党の代表質問に対し、利用者、自治体、ハローワーク等の多機関が連携した支援が求められるとの答弁がありました。制度開始から間もなく半年が経過いたしますけれども、本市において、この就労アセスメントは当初の狙いどおり多機関連携の下で円滑に機能しているのか、現状を伺います。また、適切なアセスメントの結果が、実際に一般就労へのステップアップやミスマッチのない雇用にどう結びついているのか、見解を伺います。さらに、他都市では法定雇用率の引上げを見据え、メタバースの活用、ITスキルの習得支援、テレワーク環境整備など、従来の枠組みを超えた新しい働き方への支援を加速

させています。東京都は令和6年度から障害者専用のデジタルウェブサイトを開設し、メタバース空間での就労やニューロダイバーシティの可能性を発信しています。また、民間企業ではオフィスバースなど、メタバース空間を活用した障害者雇用モデルが実用化され、通勤困難な重度障害者がアバターでデジタルオフィスに出勤し、ヘルプデスク業務やデータ入力業務に従事する事例が報告されています。本市においても、テレワークやデジタル分野での就労支援といった最新のニーズへの対応を検討すべきです。見解と対応を伺いたいと思います。

次に、健康医療施策について伺います。看護・福祉人材の確保と定着支援についてです。令和8年度予算案には、地域医療提供体制を支える看護職員の確保策が示されました。令和7年10月議会における我が党の質問において、市看護協会と連携した市内医療機関への看護職の就職支援の拡充や市立病院における市立看護大学院と連携したキャリアアップ支援の取組を求めてまいりました。まず、看護職関係の就職支援について、市看護協会が運営するナーシングセンターとの連携による取組の拡充策について、新年度における具体的な取組内容及びスケジュールを伺います。

また、市立病院における市立看護大学院と連携したその後の取組を伺います。

あわせて、新卒看護職員の市内就職の拡充及びそれに向けた広報の取組について伺いたいと思います。看護大学卒業後の市内医療機関等への勤務を条件とした修学資金貸与については、市立看護大学院の入学者にも対象として拡充すべきです。見解を伺います。

医療DXによる健康寿命の延伸施策についてです。本事業については、新規事業として900万円が計上されておりますが、その具体的な取組内容について伺います。ほかの自治体では、全国医療情報プラットフォームを活用し、児童の健診結果やワクチン履歴を自動収集して、住民や医療機関と共有する仕組みづくりを進めています。本市においても子育てアプリと連携した取組が期待されます。対応を伺います。また、かわさきTEKTEKアプリと連携し、AIの活用による健康リスク予測や健康促進プログラムの提示など、市民の健康寿命延伸に資する新たな取組を検討すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

緊急避妊薬の市販化に伴う取組についてです。本年2月より緊急避妊薬が医師の処方不要で市販されることになりました。望まない妊娠を防ぐための選択肢を広げ、女性の健康と自己決定権を守る上で大きな制度変更となります。本市の見解を伺います。

緊急避妊薬は正しい知識の下で適切に使用されることが極めて重要であり、価格、購入場所、相談体制、若年層への情報提供、また、市薬剤師会との連携を図り、本市としても積極的に取り組むべきです。支援体制の構築や周知啓発に向けた今後の取組を伺います。緊急避妊薬の市販化を単なる薬の販売に終わらせるのではなく、女性の健康支援などにつなげていくことが重要です。見解を伺います。

次に、環境施策について伺います。上下水道料金の在り方についてです。本年2月2日、市上下水道事業経営審議委員会から水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について答申がありました。老朽管路の対策費などの増加に伴い、水道料金36%、下水道使用料は37%引き上げるようにとの内容でした。ライフラインを守り安定的な給排水を維持することは不可欠ですが、物価高騰による生活の家計費への圧迫は市民の不安につながります。答申では、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスも考慮すべきとも記載をされています。本市の受け止めと市民生活への影響

軽減への見解、今後の取組を伺います。我が党は、生活基盤となる給排水について、利用者負担を全額求めるべきではないと強く主張します。道路を利用している方に利用料を取っていないことも加味し、行政として社会インフラを整備する機能も考慮して、十分負担軽減を図るべきです。総務省からは毎年、一般会計から繰り出すべき経費について基準が示されております。企業会計として繰り入れるべき一般会計からの繰り出しについて、しっかり対応すべきです。見解と今後の取組を伺います。

また、改定内容については、分かりやすい広報と使用者の理解醸成に努めるべきと指摘されています。本市のこれまでの経費削減効果、他都市との料金比較、どの経費を市民に負担を求めようとするかなど、丁寧で分かりやすい広報は大変重要です。見解と今後の取組を伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構でございます。

次に、中小企業支援について伺います。事業承継についてです。本市の経済を支える中小企業の皆様は、長引く物価高騰に加え、経営者の高齢化と後継者不足という深刻な構造課題に直面しております。すばらしい技術や事業基盤を持ちながらも廃業を選択せざるを得ない状況は、地域にとっても大きな損失であります。こうした中、川崎区において創業70年を誇る老舗酒販店が、後継者不在の課題に対し、本市の伴走型支援チームのサポートを得て事業承継を実現させました。既存事業を守る承継と新たな価値を生むスタートアップが見事に融合した再生モデルと言えますが、取組の評価と期待される効果を伺います。今回の事例のように、これから創業を目指す人材と廃業を検討する事業者のマッチングが事業資産の発展的活用につながると位置づけ、広く中小企業への情報提供と早い段階での相談を促す取組が重要です。見解と今後の取組を伺います。

量子技術開発への支援についてです。令和8年度予算案に中小企業による量子技術開発への支援が計上されています。これまで本市では、新川崎・創造のもりを中核に、量子技術に関する多様な研究開発や教育、実証プロジェクトを推進してきました。どんなに高度なコンピューターであっても、部材やパーツに目を向けると、大企業だけでなく、ものづくり中小企業の技術力が生かされています。最先端科学を支えるため、中小企業に対して具体的にどのような支援をしていくのか、概要と期待する効果を伺います。

次に、港湾施策について伺います。川崎港における荷役機械の脱炭素化を促進する取組についてです。川崎港は首都圏を支える重要港湾であり、その脱炭素化の実現は、国際競争力の強化やカーボンニュートラル社会の実現に寄与するものです。その中でも、川崎港コンテナターミナルにおきましては、これまで本市及び指定管理者が照明等のLED化及びCO₂フリー電力の導入等の取組を進め、ターミナルオペレーターとも連携した結果、環境配慮の取組を国が客観的に評価する制度でありますCNP認証において、令和7年9月には全国2番目に高いレベル4プラスという評価を得ており、脱炭素化の実現に向けた取組が進められています。一方で、港湾で利用されるトランスファークレーンやトップリフターといった荷役機械は、今後、水素燃料への転換など、カーボンニュートラルな仕組みに切り替えていくことが求められています。川崎港においても、荷役機械の脱炭素化を進めるためには、現在の物価高騰等の状況を考えると、ターミナルオペレーターなど民間事業者の努力だけでは限界があり、国や本市の制度的支援による積極的な後押しを求めてまいりました。そこで、荷役機械の脱炭素化をさらに促進するためには、今後予定してい

る取組の目的と内容について伺います。また、本取組によるCO₂削減などの効果についても伺いたいと思います。

次に、臨海部施策について伺います。扇島地区等の土地利用転換についてです。扇島地区では、我が国の課題解決に資する公共性の高い土地利用転換を目指し、令和10年度の一部供用開始に向け、水素パイプラインをはじめ、道路、雨水、電気、通信など各種インフラ整備工事が予定をされています。今後の整備に当たっては、エリア全体を見据えた一体的な工程管理と物価高、人手不足を踏まえたコスト縮減の両立が重要であり、局間を横断した取組が求められます。見解と今後の取組を担当の加藤副市長に伺います。また、東日本大震災や能登半島地震において、港湾エリアの液状化が復旧に大きな影響を及ぼしたことを踏まえると、臨海部におけるインフラ整備では、液状化対策をはじめとした防災・減災対策を重点的に講じる必要があります。今後の取組を担当の加藤副市長に伺いたいと思います。

水素サプライチェーンについてです。脱炭素社会の構築において中核的な役割が期待される水素については、将来の大きな課題となる価格の低廉化に向けた取組は重要です。また、商用化を見据えた市場形成においては、自治体が需要創出の起点となることが重要であり、産業インフラ、さらには地域経済インフラとしての需要拡大が企業誘致や税収増にもつながると考えます。見解と今後の取組を伺います。水素は災害時の非常用電源としての活用も期待されており、防災・減災の観点からも社会的ニーズは今後さらに高まると考えますが、見解を伺います。

本市における水素サプライチェーンの構築は、脱炭素社会の実現にとどまらず、将来の市民サービスの充実にも資する取組であると考えます。将来の川崎市にどのような価値をもたらすのか、また、それを市民に分かりやすく発信していくことも重要です。目指す将来像について、改めて市長に伺いたいと思います。

次に、議案第1号、川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について伺います。昨年9月11日の記録的短時間大雨で本市が受けた被害等を鑑み、令和7年第4回定例会の我が党議員の質問で、新たなフェーズを迎えていることを指摘しました。近年の気候変動の影響による局地的豪雨、そして、激甚化、頻発化する災害への対策に係る調査審議を行う附属機関として、このたび川崎市雨水対策検討委員会を設置する議案が示されました。委員会設置の背景や現状のリスク認識、今後のスケジュールを含めた取組の概要を伺います。また、委員の中に気象防災アドバイザーが含まれているのか伺います。あわせて、近年の目標降雨量の見直しに係る他都市の取組状況や傾向等についても伺いたいと思います。

関連して、同定例会で我が党議員が質問した気象庁と国土交通省が発表した新たな防災気象情報の運用についてです。特に、記録的短時間大雨情報が気象防災速報といった名称に付されるなど、大きな変更内容です。出水期前まで混乱なく市民へ周知する取組を求めましたが、その後の検討状況と対応を伺いたいと思います。

次に、議案第6号、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について伺います。本条例の概要と本市の対象件数、併せて他都市の導入状況を伺います。一定期間の閲覧とはいえ、インターネットは画像保管をすることが可能であり、情報が拡散される懸念もあり、個人情報保護への配慮も必要です。個人情報保護の観点から閲覧方法をどのように行うの

か、課題認識を含め見解と今後の対応を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をいたします。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました田村議員の御質問にお答えいたします。

予算についての御質問でございますが、令和8年度予算につきましては、選ばれ続ける都市の実現に向けて、体育館空調の整備や朝の居場所づくりをはじめとした安全・安心や子育てのしやすさなど、市民の皆様とお約束をしたマニフェストにしっかりと取り組める予算としたところでございます。予算規模につきましては、保育所運営費などの義務的経費の増や等々力緑地再編などの投資的経費の増により、当初予算として、初めて9,000億円を超えたところでございますが、必要な施策にしっかりと対応した結果であると認識しております。本市の持続的な発展に向けた取組を着実に推進するため、第4期実施計画期間中においても、この傾向は継続するものと見込んでいるところでございますが、併せて税源涵養に向けた取組などをしっかりと進め、より強固な行財政基盤を構築してまいります。予算編成に当たりましては、第4期実施計画、行財政改革第4期プログラム及び資産マネジメント第3期実施方針と整合を図りながら、施策、事業の調整を進めることを予算編成方針の基本的な考え方として示すとともに、個別具体の事業については、主要課題調整や市長査定の場などを通じて方向性を確認した上で、適切に判断を行ったところでございます。

資産マネジメントについての御質問でございますが、本市におきましては、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれており、施設の維持管理や更新に係る将来世代の負担に配慮しつつ、必要なサービスや機能が提供されるよう、資産マネジメント第3期実施方針に基づき、資産保有の最適化の取組を進めているところでございます。最適化に当たりましては、必要なサービスや機能、将来修繕コストなどを検討するとともに、その効果やスケジュール等について、コストの平準化などを勘案しながら整理するなど、効率的、効果的に取組を進めてまいります。また、適宜、本市の考え方をお示した上で、市民の皆様のお意見を丁寧に伺いながら、計画的に取組を進めていく必要があると認識しているところでございます。

G X戦略地域制度についての御質問でございますが、川崎臨海部における大規模土地利用転換の取組は、本市の次の100年を切り開く重要なプロジェクトであると同時に、コンビナート再編のモデルケースとして日本の成長を力強く牽引するものと考えております。また、川崎臨海部は、G Xの実現を先導する極めて高い潜在力を有する地域であり、G X戦略地域制度との親和性が非常に高いことから、本制度の活用により国策と連動した土地利用転換を強力に推進できるものと考えております。引き続き、地権者であるJ F Eホールディングス株式会社をはじめとする関係者と連携しながら、G X戦略地域として選定されるよう、全力で取り組んでまいります。

平和施策についての御質問でございますが、本市は、昭和57年6月に非核三原則の完全実施と核兵器の廃絶及び軍縮を求める核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会など国内外の自治体と連携を図りながら、平和施策を推進してお

ります。また、戦後80年が経過した今こそ、戦争体験を風化させず、より多くの市民の方々に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していくことが必要であり、特に次代を担う若い世代が平和について自分事として考え、その思いを共有できる環境づくりが大変重要であることから、幅広く平和に関する事業を実施しているところでございます。今後も宣言の理念を継承しつつ、様々な工夫を凝らしながら、平和意識のさらなる普及に向けた取組を進めてまいります。

体育館等の空調設備についての御質問でございますが、避難所としても活用される体育館の空調設備については、気候変動の影響を踏まえた暑熱対策を早急に進める必要があると認識しており、整備方針の策定作業を急ピッチで進めたところでございまして、児童生徒や地域の皆様に可能な限り早く利用していただけるよう、早期に整備する計画としたところでございます。今後、令和11年度末までの整備完了に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、地域包括ケアシステムにつきましては、これまでの取組をさらに進化させていくため、多様な主体から構成される地域包括ケアシステム連絡協議会等を活用し、デジタル化など社会のトレンドを踏まえながら、予防的な視点を重視した取組や、つながりづくりの取組など、地域住民や専門多職種、団体、企業、行政等が連携した様々な取組を創出してまいりたいと考えております。全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、小さな地域単位での課題や強み、地域活動の状況等について把握、分析しながら、必要とされる医療・介護・福祉分野におけるきめ細かな支援や日常生活を送るための資源の充実を目指してまいりたいと存じます。

水素サプライチェーンについての御質問でございますが、首都圏へのエネルギー供給拠点であるとともに、石油、化学など多くの産業が集積し、我が国の経済成長を牽引してきた川崎臨海部が、今後も同様の役割を果たし、持続的に発展していくためには、カーボンニュートラル化に向けた世界的な潮流に的確に対応しながら、産業競争力を維持強化していくことが重要と考えております。このため、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づき、水素を軸としたエネルギー供給拠点の形成など、先進的かつチャレンジ的な取組を進めているところでございます。今後につきましても、川崎臨海部において、こうした取組を強力に推し進め、経済活動と気候変動への対応を両立させる産業地域の形成に向けて果敢に挑戦してまいります。こうした臨海部の持続的な経済成長から生まれる税収を市民サービスとして還元するとともに、取組の意義を分かりやすく発信することにより、市民や事業者等から選ばれ続ける都市を目指してまいります。私からは以上でございます。

○副議長 堀添 健 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 初めに、扇島地区等の土地利用転換についての御質問でございますが、土地利用転換の実現に必要な各種インフラ整備のうち、道路につきましては、仮称首都高湾岸線扇島出入口や国道357号の早期事業化に向けた協議調整を進めるとともに、JFE構内通路の公道化に向け、昨年9月から市道の詳細設計に着手したところでございます。電気、通信などのインフラ整備につきましても、関係局が事業者と定期的に協議調

整を行っているところでございます。今後につきましては、事業の進捗に応じた各種インフラ整備が予定されており、一体的な工程調整による迅速で効率的な事業執行が重要であると認識しておりますので、官民が適切な役割分担の下、関係者と密に連携を図りながら取組を進めてまいります。

次に、防災・減災対策についての御質問でございますが、令和5年度に策定した土地利用方針において、扇島地区につきましては、災害時には首都圏を守る要となることを目指しており、本年2月に策定した扇島地区基盤整備等推進計画におきまして、津波・高潮対策としての地盤高の考え方を示すなど、防災等に関する整備の方向性をお示したところでございます。今後のインフラ整備につきましては、川崎市地域防災計画等に基づき、関係機関及び関係局が連携するとともに、災害履歴や地盤状況、国などの関連計画の動向等を踏まえて、防災・減災対策の取組を進めてまいります。今後におきましても、川崎臨海部の持続的発展に向けて、災害にも強い土地利用転換に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

上下水道事業経営審議委員会からの答申についての御質問でございますが、上下水道料金の改定に当たりまして、生活用水・排水の低廉性に配慮することは大変重要であると考えておりますので、今後、具体的な検討を行う際には、答申でいただいたとおり安定的な経営基盤の構築とのバランスを十分配慮してまいりたいと考えております。次に、一般会計からの繰り出しについてでございますが、これまで総務省の通知——いわゆる繰り出し基準に示されている経費の一部につきましては、一般会計からの繰入れを受けておりませんでした。今後は繰入れを実施する方向で関係局と調整しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 齋藤禎尚登壇〕

○財政局長 齋藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、予算についての御質問でございますが、本市の予算規模につきましては、物価高騰等の影響や社会保障関連経費の増加などにより、今後も拡大するものと見込んでおります。こうした状況に対応できるよう、税源涵養に向けた取組などを進めることにより、持続可能な行財政基盤を構築することが重要であると考えております。将来負担につきましては、学校体育館への空調設備の整備など、市民の安全・安心の確保に向けて早期に進める取組や公共施設の老朽化への適切な対応などにより、当面は増加する見込みでございます。プライマリーバランスにつきましては、健全な財政運営に向けた指標の一つとして位置づけており、中長期的な黒字の確保に向け、金利状況や債務残高を十分意識しながら、市債を適切に活用するとともに、財源確保などにも取り組んでまいります。また、市債の発行に当たりましては、市場動向などを注視し、発行年限や発行時期等を適切に選択してまいりたいと考えております。収支フレームにおきましては、令和9年度以降も市税収入の増を見込む一方、ふるさと納税による減収の拡大や物価高騰の影響等により、一定の収支不足を見込んでいるところでございます。こうした状況におきましても、可能な限り減

債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう、毎年度の予算編成において適切に対応するとともに、決算調製などにおいて減債基金借入金の返済に努めてまいりたいと考えております。財政調整基金につきましては、年度内の補正予算に対応するための残高を確保する必要があると考えており、令和8年度予算におきましては、一定の残高が確保できたことから20億円を活用し、収支均衡を図ったところでございます。また、令和9年度から令和11年度につきましても、着実な積立てを前提として、令和8年度と同様の活用を見込んだものでございます。

次に、市税条例の改正についての御質問でございますが、本改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い実施するもので、公示送達について、インターネットにより公表するとともに、地方団体の事務所に設置したパソコン画面での表示、または掲示場に書面を掲示するとされたことから、所要の整備を行うものでございます。対象件数につきましては、納税通知書の公示送達など、年間約4,000件を見込んでおり、地方税法の改正に伴い、全ての地方団体において、本市と同様の整備を進めているものと認識しております。閲覧方法につきましては、インターネットによる公表は、地方税法で定められた氏名等の公示事項の検索性が一定程度増すことにつながることから、個人情報保護に配慮した環境の整備が必要と考えております。今後の対応につきましては、国が示した方針を踏まえ、個人情報の機械的な情報収集手段を防止するとともに、市民等の利用者が閲覧する際、情報の利用に関する禁止事項の遵守への同意を求める措置を講ずるなど、市ホームページの改修などの環境整備を進めており、適切な運用を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

防犯カメラについての御質問でございますが、地域の防犯カメラの設置促進につきましては、地域防犯力の向上に向けて、設置主体である町内会等に寄り添った支援を実施することが重要であると認識しており、これまでも町内会等からの相談内容に応じ、参考事例の紹介やガイドラインに沿った導入、運用に関するアドバイスなど、必要な支援を行ってきたところでございます。また、市内各警察署におきましても、町内会等との設置場所に関する事前協議に応じていただいておりますが、これに加え、来年度からは各警察署と連携して効果的な設置に向けた働きかけを行うなど、より丁寧な対応を進めてまいります。戦略的な防犯カメラの整備につきましては、地域の犯罪発生状況や既存の防犯カメラの設置状況等を把握し、データを分析している神奈川県警察と連携しながら、抑止効果が見込まれる地区に整備するものとしておりまして、設置による治安イメージの向上につながる狙いから、市内外から多くの方が来訪する大型商業施設や複数の商店街が集中する現状の川崎駅も含めた主要駅周辺を中心に、効果的な設置場所の検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、事業承継についての御質問でございますが、本市におきましては、中小企業の後継者不足を背景に、伴走型による専門家派遣や後継者育成講座等の事業承継支援を実施

してきたところでございまして、川崎区の小売酒販店の事業承継は、市への電話相談をきっかけに約2年半にわたり伴走支援を実施した事例でございます。本事例におきましては、近隣同業者への事業譲渡により、小売酒販店舗から、お酒と供に付加価値の高い食材等を提供する新たな業態として生まれ変わったことで、従来からの顧客である地元飲食店や仕入先のサプライチェーンを守りつつ、今後さらに、市内の飲食関連事業者やインバウンド施策と連携が進むなどの地域活性化につながる取組に発展することを期待しているところでございます。本事例は、地域の企業や支援機関等とのネットワークを生かした第三者承継の好事例として、国の手引で紹介され、複数の自治体が視察に訪れたところでございます。後継者不在による廃業を防ぐための対応といたしましては、起業家を含めた第三者への事業承継も選択肢の一つとして、経営者ができるだけ早い段階から検討できるよう啓発していくことが重要であると考えております。そのためには、中小企業の状況に応じた事例紹介が効果的であることから、引き続き地域の産業団体や支援機関等とのネットワークを生かして伴走支援体制のさらなる強化を図りながら、取組成果を経営者の勉強会やセミナー等の啓発イベントをはじめ、事例冊子や民間の産業情報誌、市ホームページ等で継続的に情報発信を行うことで啓発を図り、円滑な事業承継につなげてまいりたいと存じます。

次に、中小企業による量子技術開発への支援についての御質問でございますが、量子コンピューターの社会実装に向けましては、既存のコンピューター産業と同様に、装置や部品、材料等を供給する安定的かつ強靱なサプライチェーンの構築が不可欠であり、高度な技術力を有する中小企業の参入が極めて重要でございます。また、大阪大学等が開発し、昨年のおお阪・関西万博で公開された純国産の量子コンピューターにおきましては、複数の市内中小企業の製品技術が重要な構成部品に採用されるなど、量子技術分野は本市の高度なものづくり技術が生かせる分野であると考えております。こうしたことから、量子技術分野への市内中小企業の早期参入促進を図り、技術的な優位性の確立とビジネスの活性化につなげるため、量子技術の開発に要する経費の一部を補助する支援制度を設けるものでございます。こうした取組を通じて、市内全域での量子イノベーションパークの実現へとつなげ、本市を量子技術の社会実装拠点へと成長させてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護情報基盤についての御質問でございますが、介護情報基盤につきましては、令和5年度に運用が開始されているケアプランデータ連携システムとの統合がなされるほか、全国医療情報プラットフォーム上において、医療情報基盤との連携が可能となることにより、事業所間や多職種間で利用者の生活情報や医療情報の把握が可能となり、本人の状態に合った適切なケアの提供ができるなどの効果が期待できるものと認識しております。本市におきましては、現在介護保険システム標準化に向けた取組を進めており、介護情報基盤への情報連携につきましては、標準化への対応完了後、令和10年4月を予定しているところでございますので、今後につきましては、介護情報基盤の効果等について関係団体等へ周知を行うとともに、情報連携に向けた取組を適切に進めてまいります。

次に、終活情報登録事業についての御質問でございますが、登録情報は、緊急連絡先の

ほか、かかりつけ医等の医療情報、葬儀、埋葬等に関する意向など、緊急時や逝去後に必要な項目を基本とし、登録対象者や利用条件と併せて、先行する他都市の事例等も参考にしながら効果的な項目について検討してまいります。緊急時や逝去後の情報提供の範囲等につきましても、個人情報に配慮しながら、関係機関や関係者に必要な情報が提供できるよう検討してまいります。また、事業開始に向けましては、広く市民や関係機関に本事業を知っていただき、多くの方の御利用につながるよう、効果的な手法を検討してまいります。未来あんしんサポート事業の契約件数につきましては、令和6年度末の25件から、本年1月末時点で死亡等による退会を除き60件となっており、増加傾向でございます。課題といたしましては、本事業は生前の見守りのほか、逝去後の葬儀、埋葬、各種届出等の死後事務、遺言書に基づく遺言執行等、多岐にわたる支援を行う一方で、公正証書遺言を契約前に作成いただくなど、利用開始までに一定の期間や手続が必要となることや、預託金の御用意が難しく契約に至らない事例も一定数あると伺っております。土業との連携につきましても、現在、弁護士、司法書士に加えて、行政書士の紹介も可能となるよう協議調整を行っているところでございまして、終活相談・支援のさらなる充実に向け、引き続き市社会福祉協議会と協議を行ってまいります。

次に、障害者の在宅支援についての御質問でございますが、本市におきましては、法定給付事業のほか、一般財源を活用し、様々な事業を実施しているところでございまして、具体的には、住まいの確保、環境調整の取組として、グループホームの整備のほか、住宅改良を行うやさしい住まい推進事業、地域リハビリテーションセンターによる在宅支援、家族のレスパイトや緊急時の一時利用を目的とした重度障害者訪問看護サービス等支援事業、緊急時短期入所ベッド確保事業、日中活動や社会参加の支援としての事業所調整や、ふれあいフリーパス等の移動の支援に係る事業など、日常生活の様々な場面におけるニーズに対応できるよう取り組んでいるところでございます。今後につきましても、障害がある方が住み慣れた地域や希望する場所で、その人らしい生活を送ることは大変重要であることから、第5次かわさきノーモライゼーションプラン改定版に位置づけた施策を着実に進めるとともに、他都市等の取組も参考にしながら、引き続き取組を進めてまいります。

次に、就労選択支援についての御質問でございますが、就労選択支援は、障害者本人が就労先、働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する制度であり、アセスメント結果の作成に当たっては、利用者及び関係機関の担当者を招集した多機関連携会議を開催することが求められており、各事業所において、国が示しているマニュアル等を基に適切に取り組んでいるものと認識しております。令和7年10月の開始後、8事業所が指定され、また、段階的に対象者が拡大されてきているところでございまして、その利用状況等について、事業所への照会を行うなど、現状把握に努めるとともに、障害者本人の意向と就労能力に沿った適切な選択ができるよう、引き続き制度の周知を図ってまいります。

次に、障害者の就労支援についての御質問でございますが、市内には約40か所の就労移行支援事業所があり、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得に加え、様々なITスキルの習得に対応したプログラムの提供など、就職に必要なトレーニングを行い、就労支援と就職後の定着支援を実施しているところでございまして、こうした事業所の中には、ウェブサイトの制作やメタバースを活用した取組に力を入れている事例もございま

す。企業のデジタル化の進行により、障害者雇用においてもIT分野での需要が増大していくと考えられることから、今後につきましても、障害者本人の希望や就労能力に合わせた丁寧な就労支援を行うとともに、雇用側となる企業等への支援を実施することで、テレワーク等を含め就労環境の整備に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、看護職員の確保策についての御質問でございますが、令和8年度につきましても、ナーシングセンターにおける就労支援相談事業について、より効果的に実施するため相談員の拡充や予約システムの導入など、業務運営の基盤となる体制整備を行うとともに、本事業による就職実績を高めるため、関係団体との連携を強化してまいります。本事業は、職業紹介事業と併せて実施することで市内就職等のさらなる効果が期待できることから、要件確認や県労働局との事前相談など、事業許可の取得に向けて事業主体である市看護協会と連携し、4月から着手してまいります。また、新卒看護職員の市内就職に向けた取組として、看護師等修学資金の貸与人数の拡充を予定しております。本制度は、看護師等の資格取得後、貸与期間に1年を加えた期間を市内医療機関等で従事することを条件に貸与資金の返済を免除するもので、市内、市外いずれの養成施設に在籍している場合でも貸与を受けられる制度でございます。このため、広報につきましても、市内養成施設に加え、1都3県に所在する看護師等養成施設に対し、新たに募集案内を送付することで周知を図ってまいります。なお、市立看護大学院において、地域包括ケアシステムの推進に向け、高度な専門性と実践力を有し、また教育の研究者としても活躍し得る看護人材を養成することは、地域医療に資するものと認識しております。同大学院入学者に対する修学資金制度の拡充につきましても、本制度の趣旨や資金貸与の必要性等を踏まえ、関係団体の御意見も伺いながら検討してまいりたいと存じます。

次に、医療DX等についての御質問でございますが、令和8年度の新規事業として、今後予定される医療DXの本格運用を見据え、医療データ、情報システムを活用した取組事例の調査、医療・介護関係者によるプラットフォーム活用策の検討、本市で保有するデータ等の分析など、分析、活用手法の調査を実施してまいります。これらの調査結果を踏まえ、アプリやAIの活用等も含め、健康寿命の延伸に資する有効な取組について幅広く検討してまいりたいと存じます。

次に、緊急避妊薬の市販についての御質問でございますが、緊急避妊薬につきましては、昨年10月に国から要指導医薬品として承認され、本年2月2日から全国で販売可能となり、市内では2月10日現在、国が定めた条件を満たした96の薬局、ドラッグストアで市販されております。今般の制度変更は、意図しない妊娠の減少が期待され、女性の健康や自己決定権の保護に資するものであることから、市民や薬局等の制度への正しい理解が必要であると認識しております。そのため、本市といたしましては、市民向けには、緊急避妊薬に関する情報の案内や取扱い店舗のリスト等をホームページで情報提供し、必要な方へのアクセス向上や適正使用を促すとともに、薬局などの販売者に対しましては、適切な販売に向けて、性犯罪・性暴力被害者の相談窓口である県のワンストップ支援センターや児童相談所等へつなぐ体制の整備状況を含め、定期的な監視指導等を通じ、適正な制度運用を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、児童育成支援拠点事業についての御質問でございますが、本事業は、養育環境等に課題を抱える児童等に対する居場所の提供や生活習慣の形成支援、食事提供等を行うものでございまして、その形態は通所型であり、定員については、1か所当たりおおむね20人を予定しております。設置数につきましては、令和8年度に市内1か所の開設を予定しておりますが、市民の利便性等の観点から、複数の設置が必要であると認識しておりますので、今後、事業の実施状況等を踏まえながら、さらなる設置を進めてまいりたいと存じます。保護者への支援につきましては、本事業を利用する児童の保護者も様々な悩みや困難を抱えていることが想定されることから、家庭全体への支援が重要であると認識しており、事業における児童の様子や家庭状況のアセスメント等を踏まえた助言のほか、状況に応じた他の子育てサービスの情報提供等、相談支援を実施してまいります。

次に、自立援助ホームについての御質問でございますが、整備地域につきましては特に限定しておりませんが、入所児童等の通学や通勤の利便性等を踏まえながら、事業者からの提案に基づき調整していく予定でございます。自立援助ホームの入所を待機している人数は、昨年8月時点では26人でございまして、毎年の入退所者数を考慮し、令和9年度、令和10年度において、1か所ずつ段階的に整備を進めてまいりたいと存じます。

次に、一時保護施設における自立のための対象経費の拡充についての御質問でございますが、本市独自の支弁基準を設け、学習支援費や就職支度費などの費用を支出できるようにすることにより、一時保護施設においても自立援助ホームと同様の支援が行えるよう拡充したものでございます。

次に、子どものSNS等の利用についての御質問でございますが、国が令和6年度に実施した青少年のインターネット利用環境実態調査結果では、青少年のインターネット利用率は増加傾向にあり、15歳以上は約99%がインターネットを利用していることや、利用内容としては、「動画を見る」、「ゲームをする」、「検索する」、「投稿やメッセージ交換をする」など、その用途は多岐にわたり、情報収集やコミュニケーションツールの一つとして、SNS等は重要な役割を果たしているものと捉えております。一方で、SNSやスマートフォンの利用に当たりましては、文字によるコミュニケーションに起因するトラブルや犯罪被害、過度な利用による健康への影響なども懸念されることから、子どもの利用に当たっては、年齢や成長、発達の段階に応じて、家庭における大人の見守りや適切な利用ルールの下、安全に利用される環境整備を図ることが重要と考えております。国においては、安心・安全なインターネット利用ガイドを青少年や保護者等に向けて公表し、子どもの年齢に応じた注意事項や家庭でのルールづくりに向けたガイドブック、利用時間も含めたセルフコントロールやコミュニケーション上のトラブル事例集など、様々な情報発信がされておりますので、こうした国の利用ガイド等も活用するとともに、他都市の事例も参考にしながら、関係局とも連携して、子どもの適切な利用に向けた情報発信に努めてまいりたいと存じます。

次に、緊急避妊薬についての御質問でございますが、緊急避妊薬は薬局等で対面による販売が定められており、販売時に性的なトラブル等、様々な事情を抱えた子どもを把握する可能性があることから、昨年10月頃から市薬剤師会と協議を行い、児童相談所等の関係機関との連携や支援体制等について検討を行っているところでございます。周知啓発につ

きましては、望まないタイミングでの妊娠や出産の可能性に関する相談を区役所地域みまもり支援センターや市助産師会に委託している妊娠・出産SOS事業等において対応していることから、緊急避妊薬に係る情報提供についても、これらの相談支援事業等を活用しながら適切に実施してまいります。また、若い年齢層の女性が自分の将来を展望する際に、性や健康、妊娠に関する正しい知識や相談する場所等の情報を得ることは重要であると認識しておりますので、引き続き、プレコンセプションケアに関する市ホームページや健全母性育成事業等における中学校や高等学校への出前講座を通じて、年齢に応じた正しい知識や人権の尊重等について周知してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市耐震改修促進計画案についての御質問でございますが、木造住宅の耐震化につきましては、目標値の達成に向け、耐震化の必要性についてのさらなる啓発や耐震化の働きかけが必要なことから、所有者向けのパンフレットを分かりやすく改定し、ダイレクトメールの送付による個別周知を行うとともに、町内会・自治会を通じた回覧、防災フェア等のイベントにおける情報発信など各種広報を活用し、引き続き耐震化の重要性について意識啓発を行ってまいります。平成12年5月以前に建てられた新耐震基準の木造住宅に対する取組につきましては、木造住宅耐震診断士派遣制度及び木造住宅耐震改修助成制度の対象として拡充することを予定しており、対象住宅の所有者向けの周知に当たっては、過去の震災における被害状況を分かりやすく周知することが重要と考えておりますので、各種広報を活用し、広く意識啓発を行ってまいります。年齢や経済的負担を理由に耐震化に踏み出せない所有者等への対応につきましては、令和7年4月から木造住宅の耐震改修費用について、非課税世帯も含め助成額の引上げを行っておりますので、引き続き助成制度の周知や耐震化への疑問や不安などへの相談対応を行う建築士を派遣することにより、きめ細やかな対応を行い、耐震改修の促進を図ってまいります。沿道建築物の耐震化促進に向けた取組につきましては、所有者等の個別の事情に応じた丁寧な働きかけが必要と考えておりますので、相談対応を行う建築士の派遣に加え、本市職員による電話や訪問等による直接的な働きかけの機会を増やすなど、計画改定の機会を捉え、取組を強化してまいります。

次に、市営住宅自治会についての御質問でございますが、市営住宅の自治会につきましては、コミュニティの活性化や互助、共助など様々な観点と併せ、団地内での必要な管理を住民自ら行うための実施主体としての役割を担っており、円滑に自治会運営されることが重要と考えております。一方、入居者の高齢化等による自治会役員の成り手不足は、自治会運営に支障を来すなどの課題があると認識していることから、自治会活動の担い手となる若年世帯の入居の仕組みについて検討を始めたところでございます。今後につきましては、他都市における市営住宅の空き家を活用した事例等を調査、検証するとともに、自治会の成り手となり得る世帯の入居促進等について、自治会の体制の課題解決にも資する新たな目的外入居制度の試行実施について検討してまいります。

次に、市営住宅の入居収入基準についての御質問でございますが、入居収入基準につきましては、公営住宅法及び同法施行令に基づき、低額所得者の居住の安定を図るため必要

なものとして政令で定める金額を参酌し、川崎市営住宅条例で規定しているところがございます。基準の見直しにつきましては、民間賃貸住宅市場や国及び近隣都市の動向を踏まえる必要があると考えており、今後、政令改正された場合などには、市営住宅の応募状況等を鑑みながら慎重に検討してまいります。

次に、狭あい道路対策事業についての御質問でございますが、狭隘道路につきましては、防災上、生活衛生上の様々な問題を抱えており、特に災害時には道路閉塞により、避難や救出活動に支障を来すおそれがありますが、その拡幅には私有地の一部を道路状にする必要があります、所有者等の理解と協力が不可欠なことや、本市における総延長は約400キロメートルあり時間を要することなどの課題がございます。そのため、災害時の道路閉塞リスクが高く、狭い道路が多い地域のうち、土地利用状況等から高い整備効果が見込まれる地域を重点地域として選定し、優先して整備等を進めていくことが重要と考えております。今後につきましては、まずは令和8年度にモデル地域を選定し、新たな取組を先行実施しながら、取組内容の精査や検証を踏まえ、次期実施計画4か年の中で優先して対策すべき地域を重点地域として選定することを目指してまいります。次に、関係団体との連携等につきましては、狭隘道路対策の新たな取組を効果的かつ着実に進めるために必要と考えておりますので、連携の在り方について検討してまいります。

次に、多様な世帯の安定居住についての御質問でございますが、空家利活用マッチング制度につきましては、地域課題の解決や地域価値の向上等のまちづくりに資する空き家の利活用の推進を目的として、令和3年度から試行実施しているところがございます。現在の空き家の登録数は2件、利活用者の登録数は23件となっておりますが、マッチングが成立した案件はございません。これまで成立しなかった要因といたしましては、空き家を貸すことの負担などから、まちづくりのために利活用してほしいと考える空き家所有者が少なく登録件数が増えないことや、所有者と利活用者の間で互いの望む条件等が合致しないことなどが課題として挙げられます。こうしたことから、今後、空家の登録条件の緩和やマッチングの成立に向けた柔軟で効果的な運用方法を検討するなど、改善を図りながら取組を進めてまいります。次に、居住を目的とする空き家の利活用につきましては、30歳から40歳代が市外に転出超過となっている状況を踏まえ、子育て世代の市内定住や転入を促進する必要があり、その対策の一つとして、空き家も含めた既存住宅ストックの活用が重要になると考えております。今後につきましては、子育て世代の市内定住等の促進に向け、地域特性や世代ごとの居住ニーズ等を分析するとともに、利活用可能な既存住宅ストックの掘り起こし方法も含めたスキームを検討し、子育て世代向け住宅の整備や高齢者の住み替えの促進など、複数のモデル事業を展開してまいります。次に、高齢者の住み替えにつきましては、住み替え先の選択肢や相談先が少ないことなどが課題と考えていることから、今後、住まい選びや住み替え等に関する意向調査、事業者ヒアリング等を進めながら、住み替え先として選ばれる住宅の誘導や相談窓口の機能強化等に取り組むことにより、高齢者の住み替えを促進し、ひいては子育て世代の市内定住や転入につなげ、人と住まいが循環する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、自動運転バスについての御質問でございますが、今年度の実証実験は、自動運転レベル4の実装に向け、運賃有料によるレベル2での運行に加え、社会受容性の醸成を目的として、かわさきのりものフェスタでの車両展示、商業施設とのクーポン連携、車体ラ

ッピングのデザインコンペ、沿線小学校での出前授業や児童による車内放送などの取組を実施したところでございます。社会受容性の変化等の把握、評価につきましては、乗車アンケートなどの手法により行っておりまして、現時点での取りまとめでは、利用者の半数以上から再利用の意向が示されるなど、おおむね好意的な評価が得られているところでございます。今後につきましては、路上駐車が主な課題と認識していることから、今年度で全線で実施した回避技術の検証、改良に加え、横断幕による路上駐車防止等の啓発活動を通じた社会受容性の醸成など、令和9年度のレベル4実装に向けた取組を進め、川崎の強みである都市の利便性の確保と持続可能な交通環境の形成を目指してまいります。

次に、モビリティステーションについての御質問でございますが、社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けましては、路線バスと多様なモビリティとの連携の重要性を市民の皆様にご理解いただきながら、それぞれの地域特性に応じたモデルをお示ししていくことが重要であると認識しているところでございます。今後につきましては、本年度の実証実験の結果を取りまとめ、得られた知見や経験を踏まえ、各地域へのモデル展開として、令和11年度までに各区2か所、合計14か所の実証実験を進めるなど、市民の皆様へ新しい交通の形を見て、触れて、理解していただけるよう、社会受容性を高める広報等の取組を進めてまいります。

次に、南武線駅アクセス向上等の取組についての御質問でございますが、中野島駅臨時改札口につきましては、橋上駅舎化までの暫定的な措置として令和元年度に設置し、朝夕の通勤通学時間帯の踏切利用者の安全対策を図ることを目的として開設時間を設定したもので、特に朝のピーク時間帯における安全確保について効果が示されたと考えております。今後の継続に際しましては、令和8年度に日中を含めた利用者実態調査を実施し、臨時改札口を含めた改札口の利用状況や踏切の横断状況などを把握するとともに、結果の分析等を行った上で、JR東日本と協議調整しながら、令和9年度以降における開設時間等を検討してまいります。次に、中野島駅臨時改札口の警備方法につきましては、中野島駅においては、ホームドア設置による安全性が向上したことなどにより、機械警備導入の可能性が高まったとの認識が同社から示されたことを踏まえ、令和9年度からの本格導入に向け、令和8年度に導入に向けた検証を実施し、本検証結果を踏まえ、開設時間等についても同社との協議調整を行ってまいります。

次に、久地駅につきましては、現在、駅近傍の久地踏切において、列車本数が多く、遮断時間も長い平日朝の通勤時間帯で多くの駅利用者が横断しているところでございまして、同社によりまして、同踏切での立入り等に伴う列車の急停車が南武線遅延の原因の一つになっていると伺っているところでございます。本市といたしましては、早期の課題改善に向け、立川方面ホーム側に臨時改札口を設置していく方向で同社との検討調整を進め、本年度内に臨時改札口設置に関する覚書を締結し、令和8年度に実施設計、令和9年度に工事に着手するなど、令和10年春の開設を目指しているところでございます。久地駅における利用状況等につきましては、令和8年度に実態調査を予定しており、踏切の横断状況などについて把握、分析を行い、同社との協議調整を進め、臨時改札口の開設時間等に反映してまいりたいと考えております。次に、久地駅臨時改札口の警備方法につきましては、中野島駅での機械警備導入に当たっての検証を踏まえ、同社と協議してまいりたいと考えております。次に、久地駅及び中野島駅における橋上駅舎化等につきましては、今後も引

き続き、同社とコスト削減に資する様々な可能性について意見交換を行いながら、検討の深度化を図り、事業化に向けた環境を整えるなどの取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての御質問でございますが、初めに、設置の背景等につきましては、近年、気候変動の影響により全国的に局地的豪雨が発生し、これまでの経験や予測を超える自然災害が多発しており、こうした激甚化、頻発化する水害への対策が必要となっていることから、仮称川崎市雨水対策基本方針を定めるものでございまして、今後、本市の現状や気候変動の状況等を精査し、川崎市雨水対策検討委員会に諮問する予定でございます。また、取組内容等につきましては、気候変動の影響による将来の降雨量の増加を考慮した上で、流域治水の視点を踏まえてグリーンインフラ等も活用し、令和9年度に策定予定である基本方針に基づき、河川改修や浸水軽減に向けた取組等を推進してまいりたいと考えております。次に、委員構成につきましては、現在委員の選定作業を進めているところでございまして、このうち気象関係の知見を有する有識者については、気象防災アドバイザーや他都市における同趣旨の会議等において委員の御経験を有する方などから選定してまいりたいと考えております。次に、他都市の取組状況等につきましては、東京都において令和5年に東京都豪雨対策基本方針を改定しており、気候変動の影響により雨の降り方に変化が生じていることを踏まえ、目標降雨量を引き上げている傾向がございまして、以上でございます。

○副議長 堀添 健 港湾局長。

〔港湾局長 森 賢一登壇〕

○港湾局長 森 賢一 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

荷役機械の脱炭素化についての御質問でございますが、川崎港の脱炭素化を推進するとともに、水素需要の創出に寄与することを目的として、令和8年度より新たな支援制度を創設する予定としております。制度の内容といたしましては、民間事業者が動力源を水素燃料電池に取替えが可能なタイヤ走行式荷役機械を購入する際に、1基当たり1億5,000万円を上限として購入価格の2分の1を補助するものでございます。次に、本取組による効果につきましては、水素燃料電池で稼働する荷役機械は、従来型と比較して1基当たり年間約56トンのCO₂削減が見込まれるほか、タイヤ走行式荷役機械はレーンチェンジが可能であり、現行のレール走行式荷役機械と比較して、故障時の代替性などに優れていることから、持続可能で安定的なコンテナターミナルの運営に寄与し、荷主や船会社から選ばれる競争力のある港湾を形成するものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、GX戦略地域制度についての御質問でございますが、本制度に対する本市の認識でございますが、GX戦略地域制度につきましては、産業用地としての土地の整備、電

力や熱などの産業インフラ等を備えた拠点整備などを支援する国の新制度でございます。本市が選定獲得を目指すコンビナート等再生型では、コンビナート跡地等を有効活用し産業クラスターを形成するもので、産業インフラの整備や既存構造物撤去等に関する国からの支援が予定されているところでございます。国から選定された場合には、事業採算性が改善するなど、産業拠点形成の取組が加速化すること、社会的インパクトや企業の立地メリットが高まり、国内外の企業、研究機関の集積に寄与することが期待されるなど、川崎臨海部における大規模土地利用転換の取組を大きく前進させ得るものと認識しております。次に、選定要件と本市の優位性についてでございますが、コンビナート等再生型の選定要件といたしましては、コンビナート跡地などの土地利用転換等によりGX産業創出拠点としての大規模な産業用地を有していること、自治体やステークホルダーが地域全体の事業方針・計画を策定し、自主財源を活用した取組や地域との連携等についてコミットメントを行っていること、当該地区内で実施される個別プロジェクトについて、革新性、経済性や実現可能性、インパクトを兼ね備えていることなど、合計10項目が示されているところでございます。本市におきましては、約400ヘクタールに及ぶ大規模な土地利用転換エリアにおいて、JFEホールディングス株式会社とともに基本計画を策定し、その実現に向けて取組を進めてきたこと、臨海部が工場地帯として高い自由度やスケールアップ機能を有する大規模な産業用地であること、都心や羽田空港との近接性など企業集積の誘因となる高い立地優位性を有すること、さらに国内最大級の水素供給拠点の整備に着手しているなど、民間企業によるGX投資が既に進行していることなどが大きな強みと考えております。

次に、水素サプライチェーンについての御質問でございますが、水素サプライチェーンの構築に向けましては、供給と需要の双方をバランスよく立ち上げていくことが必要でございます。また、社会実装・商用化段階に移行していく際には、その環境価値が適切に受容される社会環境整備や既存燃料との価格差低減が必要になると考えております。国においては、国際情勢も踏まえ、現実的な脱炭素社会への移行の必要性に言及するとともに、2050年カーボンニュートラル化の目標は堅持し、引き続きエネルギーの安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組むこととしております。こうした中、水素社会推進法に基づく取組をはじめ、2028年度からの化石燃料賦課金の導入を見据えた成長志向型カーボンライジング構想、GX産業立地政策などの施策が進められております。本市といたしましては、2030年度までの取組として、国のグリーンイノベーション基金を活用した液化水素サプライチェーンの商用化実証において、関係企業が進める商用規模での技術の確立や液化水素基地など供給インフラの整備を促進してまいります。また、2030年度以降に向けましては、国の動向を踏まえ、関係企業や近隣自治体と連携しながら、発電による安定的な水素需要をはじめ、熱需要やモビリティなど多様な水素需要の顕在化と需要に応じた供給手法の検討、整備などに取り組み、水素サプライチェーンの構築、拡大を進めることにより、新たなGX関連の投資促進を図ってまいります。次に、防災・減災の観点につきましましては、水素には貯蔵可能なエネルギーという特性がございます。このような特性を生かして、燃料電池や水素吸蔵合金などの技術開発が行われているところでございます。本市といたしましては、防災・減災については市民の関心が高いテーマと認識しており、関連製品の開発動向等について情報収集してまいりたいと考えております。以上でござい

ます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

新たな防災気象情報についての御質問でございますが、新たな防災気象情報につきましては、気象庁及び国土交通省により、本年5月下旬から運用を開始する予定であることが示され、現在、同情報の発表基準の公表に向けて準備を進めているところと伺っております。本市としては、まずは概要について市ホームページやSNSで速やかに広報し、同情報の発表基準の公表を受けた後、本市の避難情報の発令基準等を整理して、本年の出水期までに市ホームページや防災ポータルサイト、防災アプリ、SNSなど様々な媒体により周知するとともに、関係局区と連携し、防災イベント等の場においても啓発を行い、適切な避難行動等につなげることができるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

自動運転バスについての御質問でございますが、令和6年4月以降の労働規制強化への対応を含め、運転手の確保はバス事業者全体の大きな課題となっております。今後の市バスネットワークの維持に向けましては、自動運転バスの導入が重要な取組になっていくものと考えております。本市におきましては、現在、川崎区を中心とした地域で実証実験を行い、技術面、運行面での課題の抽出や解消などに取り組んでおりまして、自動運転の実装を見据えますと、バス事業者や関連企業、行政の取組だけではなく、一般車両や自転車、歩行者など道路を利用される方をはじめ、地域の方々の御理解や御協力が欠かせないものになると考えております。市バスにおきましては、広く市民の方が自動運転を身近なものに感じ、理解を深めていただくためにも、現在、他の地域における展開を目指した検討を行っておりまして、令和8年度には、関連企業による自動運転技術の視点も踏まえて、路線の選定や運行体制などについて検討を行い、令和9年度からの実証実験、令和11年度中のレベル4の実装を目指し、取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

市立看護大学大学院との連携についての御質問でございますが、市立看護大学大学院も含めた看護大学大学院への専門看護師資格取得のための研修派遣につきましては、令和8年度からの候補者選考の再開に向け、現在、川崎病院及び井田病院の両看護部と検討を進めているところでございます。また、市立看護大学大学院との連携の取組として、市立病院は、同大学院における特定行為研修の連携協力施設、または専門看護師教育の実習協力施設となっており、さらに、講義の外部講師として医師、看護師等を派遣しておりまして、これらの取組につきましても継続してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、SNS上における暴力行為等の動画拡散等への対応についての御質問でございますが、本市におきましては、児童生徒の激しい暴力によるいじめの様子が記録された動画の拡散は、現時点において確認されておりません。次に、国からの通知等を踏まえた対応についてでございますが、暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、また、SNS等における投稿や情報の拡散は、誹謗中傷をはじめとする新たな人権侵害を生じさせるおそれがあると考えております。そのため、事案発生時の早期対応といたしましては、被害児童生徒に対しては、安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施するとともに、安心できる学習環境の確保を図ること、加害児童生徒に対しては、警察等の関係機関との連携等により毅然とした対応を行うことを各学校へ周知したところでございます。また、SNS等における人権侵害等への対処といたしましては、誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等を含めた情報モラル教育を行うことについても、各学校へ周知したところでございます。あわせて、SNS等に投稿、拡散された場合の削除要請の手段については、川崎市立学校インターネット問題相談窓口において、引き続き案内してまいります。次に、統一的な対応やマニュアルについてでございますが、学校現場が迷うことなく適切な判断と対応を行うことが重要であることから、これまでも令和5年3月に作成した児童生徒指導ハンドブックにおいて、対応の流れを示しながら、解決に向けて必要な指導や支援を行うよう周知徹底を図ってきたところでございます。引き続き、今般の国からの通知の趣旨も踏まえ、児童生徒指導ハンドブック等の活用を図りながら、学校現場と教育委員会事務局が一体となって組織的に対応してまいります。

次に、給食室の空調設備についての御質問でございますが、給食室における暑さ対策につきましては、喫緊の課題であると考えておりますので、令和8年度に空調設備未設置校への事前調査を実施し、短い工期で設置できる空調設備の令和9年度中の整備完了を目指して取り組んでまいります。

次に、朝の居場所づくりについての御質問でございますが、本取組では、地域の協力を得ながら、居場所の開設とともに、付加価値の創出を加えた仕組みを目指しており、受入れスペースの確保等のハード面と地域人材の確保や過ごし方等のソフト面の両面で実施内容を検討してまいりたいと考えております。そのため、次年度中に実施予定の各区1校のモデル校につきましては、学校敷地内の動線確認や諸室の配置状況、地域人材の確保状況等も含め総合的に判断し、体制の整った学校から順次選定してまいります。その後、モデル校の状況等を踏まえ、課題の把握やマニュアルづくり等を進め、早期の全校実施の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。また、実施に当たりましては、小学校に在籍する児童の家庭のみならず、未就学児のいる家庭も含め、広く制度を周知することが重要と考えておりますので、小学校での入学前説明会等の機会を捉えた周知や学区内の関係機関や団体等に向けた情報発信に取り組んでまいります。

次に、学校用務業務の民間委託についての御質問でございますが、初めに、情報セキュリティの確保等につきましては、学校は児童の氏名をはじめ個人情報に触れる機会の多い環境にありますので、用務業務の委託に当たりましては、個人情報の取扱い等のリスク管理の徹底が重要であると認識しております。本市におきましては、これまでも学校施設地域管理業務委託として、特定非営利活動法人に用務業務を含めた学校施設の管理を委託してきており、契約の中で個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項等を定め、

適切に管理運用していることから、今後の民間委託におきましても、受託事業者に関係法令等の遵守を徹底してまいります。次に、いわゆるこども性暴力防止法への対応につきましては、用務業務の受託事業者には、民間教育事業の実施を求めるものではなく、認定事業者の対象とはならないものと考えておりますが、同法では、学校設置者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じることが義務づけられていることなどから、その制度趣旨を踏まえ、児童の安全確保を最優先に取り組むことが重要であると認識しております。そのため、委託発注に当たりましては、性犯罪の前科がない者を従事させることを求めるなど、児童の安全確保に向けた対策を進めてまいります。次に、保護者への情報提供等につきましては、これまで学校施設地域管理業務委託を導入する際には、必要に応じて学校だより等で周知するという対応を図っており、意見交換の場の設定等は考えておりませんが、今後も学校現場に混乱や不安を生じさせないように丁寧に進めてまいります。次に、業務範囲や指揮命令系統につきましては、委託対象とする業務範囲は、従来の用務業務に普通教室のワックスがけや学校プールの管理業務、トイレの日常清掃など、教員の負担軽減に資する業務を加えることを想定しておりまして、今後、仕様書を精査する中で確認してまいります。また、指揮命令系統につきましては、業務委託に当たり、業務従事者を指揮監督する業務責任者の配置を義務づけるなど、学校の教職員が直接業務従事者に指揮命令することがないようにするとともに、学校施設の特性を踏まえ、円滑な業務履行に向けて対応してまいります。次に、業務発注の単位等につきましては、契約事務等の効率化や早期の委託効果の発現を図るため、現時点においては同一区内の学校を1つの契約とし、順次対象校を拡大していくことを想定しておりますが、詳細につきましては、今後検討を進めてまいります。

次に、不当要求行為等への対応についての御質問でございますが、学校と保護者等の良好な関係を維持しつつ、就業環境を脅かす不当要求行為等から教職員を守ることが重要であり、その判断基準をはじめ、初期対応の留意点や組織としての対応の流れ、スクールローヤーの活用、警察及び外部の専門弁護士への相談等を含めた対策を講じることが必要であると考えております。そのため、令和8年度にこれらを盛り込んだ対応マニュアルを作成し、学校現場や教育委員会事務局が一体となって適時適切な対応をすることが可能となるよう取り組んでまいります。

次に、高等学校等就学支援金についての御質問でございますが、制度の周知につきましては、現在、県から制度の概要は示されているものの、詳細な事務手続に関する通知は届いていないことから、引き続き県からの情報収集に努め、市立高等学校の生徒及び保護者等に向けて適切な周知を図ってまいります。

次に、学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、初めに、エリアの在り方につきましては、市内を複数のエリアに分けた場合、再委託先の事業者には複数の包括管理事業者との取引がふくそうすることによる負担の増加が見込まれるほか、マネジメント費の増加や事業の効率性に課題があることから、全市一括としたところでございます。実施方針案では、複数の事業者の共同体での応募を可能とすることをお示ししたところでございまして、今後公表する事業者の公募要領におきましても、応募者が市内事業者であることを積極的に評価する項目を設けるなど、工夫をすることにより、市内事業者の参入の可能性や競争性に配慮してまいります。次に、費用に関するイメージ図の職員人件費につ

きましては、現在、包括管理業務の対象となる学校施設の維持管理及び修繕業務に関わっている11名の担当職員のほか、課長級及び係長級職員、技術職員を対象としており、1人当たりの人件費は年間約860万円で見込んでおります。次に、イメージ図につきましては、包括管理業務の全市展開に伴い必要となるマネジメント費について、職員人件費の圧縮により一定程度の相殺が見込めることとお示しするため、費用構成のイメージを表したものでございますが、誤解を招くような表現方法であったことについて、反省すべき点があると認識しておりますので、今後、議会に提出する資料等の作成に当たりましては、より分かりやすくお伝えできるよう工夫を行ってまいります。次に、圧縮が見込まれる人件費等につきましては、モニタリングに必要な体制を次年度の職員配置計画で検討するため、見込額を現時点でお示しすることは困難でございますが、今後、関係局と協議しながら検討を進めてまいります。次に、マネジメント費につきましては、昨年12月に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、包括管理事業者が業務を行うために必要となる拠点の設置費用、配置するスタッフの人件費、学校施設を巡回するための車両費、導入するシステムの費用などにより算出しているものでございます。なお、事業者ごとに業務遂行に必要なスタッフの配置人数等の考え方に違いが見られたことから、エリアを分割した場合のマネジメント費につきましては、一定の幅を持たせて試算しているところでございます。次に、市内事業者からの相談窓口につきましては、相談が寄せられた場合、相談のあった事業者及び関係する事業者へのヒアリングや包括管理事業者に対する事実関係の確認を行い、必要に応じて改善を求めてまいります。

次に、学校図書館への新聞の配備についての御質問でございますが、初めに、新聞の一括購入に係る検討状況につきましては、契約手法等について関係局と調整を行ったところでございます。今後、学校へ購入希望調査等を実施するとともに、次年度の導入に向けて事業者選定を行うなど、取組を進めてまいります。また、令和8年度予算につきましては、当該事業に必要な経費を計上しているところでございます。次に、学校司書配置の拡充に伴う新聞の活用につきましては、学校図書館は児童生徒の探求的な学びの場としても期待されていることから、新たに配置する中学校の学校司書等と連携しながら、学校図書館の運営に取り組む中で、新聞の活用を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、衆議院選挙における対応についての御質問でございますが、このたびの選挙において、期日前投票所へお越しいただいた選挙人の方へ代理記載等の御案内が十分に行えなかった事案、また、郵便等投票制度による不在者投票手続に際し、返信用の封筒を同封できていなかった事案が生じたことにつきましては、選挙人の皆様が選挙権を行使するに当たり、その対応に課題があったと認識しているところでございます。これらの事案につきましては、その内容について区選挙管理委員会に照会し、状況を把握しているところでございますので、今後、各区選挙管理委員会と共に、これらの事案について検証を行い、より適切な対応を各種手引等に反映し、従事者に徹底させることにより、再発防止に努めてまいります。

次に、投票手続のデジタル化についての御質問でございますが、本市におきましては、令和5年執行の統一地方選挙から従来の郵便による手続に加え、オンライン手続かわさきにおいて、マイナンバーカードを利用した不在者投票の投票用紙の請求手続を導入し、デジタル化に取り組んできたところでございまして、このたびの選挙では約900人の方に御利用いただいたところでございます。今後におきましても、デジタル化が進むことで、選挙人の利便性の向上につながるものと考えておりますので、投票所入場整理券のデジタル化など、他都市の事例も参考にしながら、本市における効果的な取組について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 田村議員。

〔田村伸一郎登壇〕

○53番 田村伸一郎 それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問に入る前に意見要望を申し上げたいと思います。

初めに、上下水道料金の改定についてです。生活基盤である給排水サービスについては、利用者に全額の負担を求めるべきではないと主張し、行政として社会インフラを整備維持する役割も踏まえ、十分な負担軽減を図るべきと質問をさせていただきました。これに対し上下水道事業管理者からは、これまで一般会計からの繰入れは行っていなかったが、今後は一般会計から繰入れを実施する方向で関係局と調整しているとの御答弁をいただきました。物価高騰により市民生活が大きな影響を受けている状況を鑑み、市民負担の軽減に最大限取り組んでいただくことを強く要望するとともに、今後の対応を期待し、見守ってまいりたいと思います。

次に、市営住宅自治会の体制確保についてです。御答弁では、他都市の事例調査とともに、自治会の担い手確保に資する新たな目的外入居制度の試行実施を検討されるとの前向きな方向性が示されたことを高く評価いたします。市営住宅は住まいの提供にとどまらず、安心の暮らしを支える地域コミュニティの基盤であります。役員の高齢化や担い手不足が深刻化する中、特定の方に長年負担が集中している現状は早急な対応が必要です。ぜひ、他都市の先進事例を踏まえつつ、本市の実情に合った制度設計を進め、検討にとどまらず、具体化へと着実に前進されることを強く要望させていただきたいと思います。

次に、終活支援についてです。終活情報登録事業につきましては、これまで我が党として必要性を訴え提案してきた取組が具体化されたものと受け止め、評価をいたします。本事業は、緊急時や逝去後においても、本人の意思を尊重し必要な支援につなげる重要な制度であります。登録項目については、実効性を重視し、利用しやすい仕組みとされるよう求めます。また、照会時の情報提供の範囲や手続については、個人情報保護の観点から明確な基準を設け、市民が安心して登録できる運用とすることが重要です。開始に向けては分かりやすい周知とともに、地域包括支援センターや医療・福祉機関との連携を強化し、真に支援を必要とする方々に届く制度となるよう強く要望させていただきたいと思います。

それでは再質問をいたします。

学校施設包括管理委託について伺います。マネジメント費についてです。市内エリアの在り方について、複数に分けた場合の課題として、複数の包括管理事業者との取引がふくそうすることの負担増やマネジメント費の増加、事業の効率性を示されました。本年2月

6日の文教委員会では、その費用は一括では約2億5,000万円のところ、2つのエリアに分けた場合、約3億円から4億円と説明をされましたが、市内業者にもっと広く説明、ヒアリングをすべきですということ、まず申し上げたいと思います。では、圧縮が見込まれる金額、人件費との一定程度の相殺について、改めて幾らと見込んでいるのか具体的に伺います。費用に関するイメージ図については、教育委員会の人件費を削減した中からマネジメント費を捻出するように示されていました。11名の担当職員とのことです。職員の人件費は最大9,460万円のところ、マネジメント費は先ほどのとおり2億5,000万円から4億円と示され、一定程度の相殺が可能との市民、議会への説明には大きなそごがあります。議会、関係者、市民に対し、再度速やかに説明すべきです。見解と対応を伺います。概算事業費のマネジメント経費について、一括方式の場合は16%、2エリア分割の場合は約20%から25%と算出した根拠を明らかにしていただきたいと思います。

そして、この学校施設包括管理委託について、中小企業活性化条例に基づき、市内業者の健全育成の観点での取組についても、市長に見解を伺いたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムについてです。次期進化型ビジョンについて、新年度における取組を確認したところ、市長は全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要とされる医療・介護・福祉分野におけるきめ細やかな支援の充実を目指すこととされた上で、併せて、日常生活を送るための資源の充実を目指していくと答弁されました。我が党は、これまで地域包括ケアシステムを充実していく上で、低廉化を含めた住まいへの支援や移動手段の確保に向けた取組の加速化を求めてきました。日常生活を送るための資源の充実については、重点的に取り組んでいただきたいと思います。具体的な取組を市長に伺いたいと思います。以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、市内事業者の活性化は大変重要であると考えておりますので、全市展開に当たりましては、市内事業者の包括管理事業者としての参画可能性や、再委託先となる市内事業者の受注機会の確保にも配慮しながら、導入の効果を最大限に発揮できる仕組みづくりを進め、学校施設の維持管理水準の向上と効率的な管理運営を実現してまいりたいと存じます。

地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、地域包括ケアシステムの進化に向け、多様な主体が連携し、住宅確保要配慮者等への居住支援や継続居住、地域バランスを考慮した介護サービスの基盤確保、交通手段の選択肢を広げる取組を進めてまいります。また、移動販売や通いの場を通じたつながりづくりやフレイル予防等に資する様々な取組を創出していくことで、身近な地域で日常生活を送るための資源の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指してまいりたいと存じます。以上です。

○副議長 堀添 健 教育次長。

○教育次長 田中一平 学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、初めに、圧縮が見込まれる人件費等につきましては、見込額を現時点でお示しすることは困難でございますが、全市展開後のマネジメント費及び職員人件費の合計は、全市展開前の職員人件費との比較で一定程度の相殺は可能であるものの、増加することも想定しているところでございます。今後につきましては、議会や関係者等に対して誤解を招かないよう、分か

りやすい説明に努めてまいります。次に、マネジメント費につきましては、サウンディング調査において、市から対話事項の一つとしてお示しをしたところでございます。参加事業者からは、マネジメント費の算出における考え方などについて、調査票により意見を提出していただいた上で対話等を行い算出したものでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 田村議員。

○53番 田村伸一郎 御答弁ありがとうございます。あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時4分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも48人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。共産党代表から発言を願います。45番、宗田裕之議員。

〔宗田裕之登壇、拍手〕

○45番 宗田裕之 私は、日本共産党を代表して、2026年第1回定例会に提案された諸議案並びに市政一般について質問を行います。

新年度予算の特徴についてです。新年度一般会計予算の規模は、前年度比451億円増の9,378億円で3年連続過去最大。市税収入も前年度比224億円増の4,272億円で5年連続過去最大です。これは個人市民税が150億円増、固定資産税32億円増などによるものです。財政力指数は政令市トップで、新年度は普通交付税不交付団体となる見込みです。財政健全化指標は、全て基準値を下回っていて、極めて優良。1人当たりの市債残高は、政令市の平均よりも9万円低く、借金の負担額が少ないのが特徴です。川崎市の生産年齢人口割合は政令市で最も高く、人口推計でも今後10年間は人口が増加し続けるため、市税収入の増加は今後10年間は続くと予想されます。このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれを取っても、川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。収支フレームについてです。改定案では、新年度予算の収支はマイナス20億円と計上されています。しかし、昨年11月に作成した収支フレーム改定素案では105億円の収支不足が出るとしており、85億円も過大に試算しております。作成して僅か半年もたっていない改定案の収支フレームで、これだけの誤差が出た理由は何か伺います。我が党は、収支フレームについて、直近の決算をベースにすべきと主張してきました。2024年度決算では65億円のプラス、2025年度の市税収入も85億円の上振れをしているのに、なぜ新年度はマイナスになるのか伺います。市税収入の改定素案と改定案の比較補正についてです。2025年度の市税収入は85億円も補正しているのに、2026年度はプラス11億円、その後はプラス4億円と極端に少なく上振れ補正されています。人口は増加し、春闘でも昨年並みに賃金上昇が見込まれ個人市民税も上がると予測しているのに、なぜこのように市税収入が少なく補正されているのか

伺います。

減債基金についてです。減債基金残高は、一般会計分で見ると積立額477億円、取崩し額414億円で3,205億円となり、1人当たりの残高は政令市平均の1.6倍にもなります。減債基金残高は、多くの政令市が取崩し額の4年分ですが、本市は約7年分にもなり、他都市と比べて極めて多い残高となっています。2026年度の減債基金からの借入総額は599億円の見込みですが、減債基金の残高から差し引いた実質残高は2,606億円です。この金額は、取崩し額4年分という他政令市と比較すると約800億円多く、他都市と比べて川崎市の減債基金の残高は極めて多いという現状です。他都市より多い800億円は暮らしのために使うべきではないですか。市長に伺います。

減債基金残高の推移についてですが、今までは2028年度約3,300億円がピークだったのですが、今度の改定では、今後さらに増やし続け、2033年度3,800億円となっています。これは、取崩し額の7年分にもなります。なぜ2028年度以降も残高を増やすのか伺います。取崩し額に比べてあまりにも多い残高ではないか、伺います。

川崎市総合計画改定案について伺います。総合計画の人口推計についてです。将来人口推計というのは、総合計画、行財政改革、今後の財政運営などのベースになる重要な基礎データです。人口推計については、全国的にも一般的にも国立社会保障・人口問題研究所——社人研のデータを使います。川崎市は独自の人口推計をつくっていますが、社人研と市の人口推計を比べて驚くべき違いが明らかになっています。市の推計では、人口は10年後から減少ですが、社人研の推計では20年間は増加し続け、人口は減少しないのです。この事実は新聞でも報道されましたが、市民はどちらを信じればいいのでしょうか。この違いの要因は出生率です。川崎市の出生率は2023年の実績値1.14を2050年まで、そのまま固定でこの値を使っていますが、社人研は2023年1.23を最低値として毎年上昇し、2040年1.33、2050年1.35と推計しています。社人研は全国的には出生率は上がっていくと推計しているのです。人口推計と出生率は密接に関係します。少子化対策を拡充した東京は、今年度、出生数が9年ぶりに増加に転じました。ヨーロッパでも特にフランスでは、1990年代低かった出生率を上げようと、子どもの教育費と医療の無償化など子育て支援に力を入れて、1.6だった出生率が2010年代以降2.0に回復、イギリスも1990年代1.5だった出生率が2010年代にはヨーロッパ主要国と同じ1.9程度まで引き上がっています。少子化対策に力を入れれば、東京でもヨーロッパでも人口減少は20年あれば回復するのです。川崎市はこの低い出生率を10年後も20年後も変わらないとしたということは、出生率を上げるつもりはない、少子化対策を真剣にやらないということでしょうか。少子化対策をしっかりと取り組むというのであれば、社人研と同じ出生率で人口推計を試算すべきです。伺います。総合計画、行財政改革の前提を人口減少ではなく、人口増加にすべきです。伺います。

総合計画における公共施設の民間活用についてです。公共施設の債務不履行についてです。全国各地では、公共施設の民間活用により、適正なサービスが提供されず、業務協定内容の不履行、いわゆる債務不履行の事例が多数報告されています。2021年5月、会計検査院が出したPFI報告書では、債務不履行は、国の11機関だけの調査でも57事業のうち26の事業で2,367件あったことが報告されています。例えば、指定管理者に管理運営を委託している市民プラザの施設修繕についてですが、2期目の指定管理者が策定した中期修繕計画の大部分が実施されていないことが明らかになりました。2020年度から5か年計画で

は、このうち4か年で総額17.6億円の修繕が計画されていましたが、実施された額は6.6億円、実施率は38%、2022年の実施率は僅か15%でした。例えば、年間利用者が10万人以上あり最も利用されていた浴室は、2023年の4月から休止状態、プールも故障などで度々休止になっています。実施率が38%とは、修繕されるべき箇所がほとんど修繕されていないで放置され、機能・要求水準が満たされていない債務不履行の状況にあるということではないのか、伺います。このような債務不履行について、行政、事業者のどちらに責任があるのか伺います。

川崎市総合計画5つの基本政策に沿って伺います。基本政策1、生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくりについてです。防災対策についてです。基本計画の政策1-1は災害に強いまちをつくるとなっています。計画のこの一番に災害対策を掲げるなら、まず総合的に防災を担当する部署を強化すべきです。この間の各地の大規模災害時の教訓も、どこに行っても自治体の人員不足、事前の備えのなさが言われてきました。危機管理本部と区役所の危機管理担当の人数を抜本的に強化し、業務として専門知識を身につけた専門職を区にまで配置し、本市の司令塔とすべきと思いますが、伺います。避難所についてです。在宅避難と言われるようになり、防災備蓄倉庫の物資も、家屋が倒壊等する数字から割り出された避難者の分しか置いていないということになっています。しかし、本当にこの人数しか来ないのでしょうか。在宅避難していても、足りないものがあって取りに来る人、夜は怖くて学校の避難所に行きたい人など、様々な事例があると思われま。国がいよいよスフィア基準を取り入れると言っていますから、1人当たりの面積で今の想定人数も入り切れなくなります。避難所として開設する公的施設を増やし、備蓄倉庫も増やしていくべきと思いますが、伺います。

羽田新飛行ルートについてです。川崎区浮島の東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所について、12月議会での質問において、運転状況は廃止措置中だが現在も核燃料は保有している、放射線廃棄物の処置については具体的な計画は未定、核燃料の保管状況は安全に保管しているので、近隣のタンク火災でも核燃料への影響はないことが確認されました。昨年世界では、燃料を満タンに搭載されている離陸直後の墜落事故が2回も起こり甚大な被害が出ました。川崎の石油コンビナート地帯で同様の事故があった場合、元原子力プラント設計技術者の後藤政志さんは、放射性物質の拡散を防止できない可能性が高いとコメントしています。12月議会質問を聞いた住民から、本当に安全なのか、航空機事故及び自然災害などによって、爆発や火災、原子力施設への影響などについて教室型の説明会を開催してほしいとの要望があります。国に求めてください。伺います。航空法第80条、施行規則第173条に基づく空航第263号通達は、原子力施設付近の上空の飛行はできるだけ避けさせることとしています。また、神奈川県地域防災計画の原子力施設等に係る事故災害対策の項目にも国と同様に飛行制限を行っています。国交省が管轄しているAIPチャートでは、飛行制限を行う原子力施設として浮島の東芝の原子力研究所も対象とされています。航行の支障となる地上物件との間隔設定に用いられる保護空域と原子力施設は最短距離でどれぐらい離れているのか伺います。原子炉施設が位置する場所は、第263号通達による付近に当たるとはではないか、付近とはどの範囲を言うのか、解釈について伺います。管制官の方からは、保護空域はあくまでもノーマルオペレーションで飛行することが前提であって、事故などフライトコントロールの欠損の場合は予期せぬ進路と姿勢

となる、事実、ケンタッキー州の事故では離陸直後の機体が背面飛行状態になった、保護空域から外れているから安全とは言えない、飛行状態により原子炉施設の上空でも事故が起こり得ることも想定されると危惧する声がありました。国内、海外でも類を見ない離陸直後の住宅街、石油コンビナート地帯、原子炉施設の上空を低空飛行する羽田新飛行ルートは中止し、海上ルートに戻すよう、そして、効率性、経済性よりも安全性を優先することを国に要請するよう求めます。伺います。

上下水道料金についてです。本年2月、川崎市上下水道事業経営審議委員会から水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方についてという提言がありました。2024年5月に諮問を受けて以来、熱心な審議がされたとのこと。その結果、水道料金は36%、下水道使用料は37%の値上げが提言されています。これは、あくまで審議委員会の答申であり、市がどういう判断をするかが重要です。今後のスケジュールを伺います。仮に、上下水道料金を両方とも今の制度のまま答申どおりの率で上げた場合、一般的な家庭の使用量である20立方メートルの1か月の料金は、幾らから幾らになるのか伺います。答申では、逡増度の緩和も含まれており、これは大口利用者の負担を小さくするというものですから、当然少量の利用者である一般家庭がさらに値上げになります。しかも、水道と下水道の両方を一度に上げるのはあまりにも負担が大き過ぎます。将来見通しを改めて見直し、あらゆる知恵を出して、この値上げはしないという結論を出すべきだと思いますが、見解を伺います。

高齢者施策についてです。地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念は、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現としています。実現に向かう役割の分担として、自らの活動で自らの生活や健康を維持する——自助、次に、ボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い——互助、さらに、介護保険や医療保険のような社会保険を介して提供されるサービス——共助、そして最後に、自助、互助、共助で十分に対応できない場合に税負担により提供される社会福祉等——公助としています。福祉の増進を本旨とする自治体がやるべき公助が後景に追いやられ、公的責任を果たしていないのではないのでしょうか。よりよいケアの実現としながら、特養老人ホームに入所できず待っている方は常に2,000人を超え、安心して暮らせる住まいとしながら、市営住宅の倍率は約10倍、また、民間賃貸住宅を活用するといっても、高額な家賃に対し補助制度すらありません。税金や医療・介護保険を払っていてもサービスが受けられない、還元がされない状況では、公的責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか、伺います。

障害者施策についてです。日常生活用具給付等事業についてです。在宅重度障害者児への日常生活用具の給付として、拡大読書器は価格が上昇している状況を踏まえ、給付限度額を19万8,000円から25万円へ増額しました。私たちは、昨年の予算議会でも拡大読書器の給付上限額の引上げを求めていましたが、これは一例であり、価格が上昇しているのは全ての品目です。障害者の皆さんからは、入浴補助用具もストーマ装具も増額を求められています。全ての品目で給付限度額を増額すべきです。伺います。柿生学園の指定管理者の変更に伴う引継ぎについてです。柿生学園は利用者の7割が強度行動障害を抱える入所施設で、環境の変化に敏感で、自傷・他傷行為を含めパニックを引き起こしやすい方たちが生活しています。引継ぎにおいて最も重視されなければならないのは、利用者と職員の信

頼関係です。利用者の特性を理解し、安心して生活が送れるようにすることが大切です。まず、職員体制についてです。今年1月29日の健康福祉委員会に提出された資料によると、生活支援員の採用予定数46名中37名が採用されているとのことですが、2月半ばの時点で、4つある寮で引継ぎに当たっている職員は合計26名で、必要とされる人数の6割にも達していません。引継ぎ期間はあと1か月ほどしかありません。このような状態で新しい職員と利用者との信頼関係は築けると考えているのか伺います。引継ぎ期間の中に新しく運営するハートフル記念会の職員のみで運営や支援を行う期間を設ける予定とのことですが、いつから実施するのか伺います。次に、利用者の方とハートフル記念会との契約締結についてです。現在、利用者家族の方たちと契約に関する面接が行われています。家族にとって新しい法人の職員体制やサービスの内容の把握は重要です。家族会に職員の確保状況など示されていないとの我が党の議員の質問に、契約するに当たっては、必要な職員が確保されているかどうか、重要事項説明の中で示された上で、確認して契約に当たると答弁があり、契約の期限は3月31日であることが確認されました。しかし、実際はハートフル記念会との面接の際、契約を2月末まで行うよう求められるケースもあると聞きます。2月末日まで契約を結ばなければならないということではなく、職員体制やサービス内容など、十分説明を受けた上で契約するかどうかを決められることを家族の皆さん、法人に徹底すべきです。伺います。

住宅問題についてです。第4期実施計画では、基本計画の安心して暮らせる地域の仕組みをつくるという柱の中に住宅・居住環境の整備の項目があります。ここで分析されている現状と課題には住宅費の問題がありません。今、首都圏では、住宅を選ぶ際の最大の問題は家賃や住宅価格です。23区では中古マンションでも1億円を超え、そのあおりを受けて本市の住宅費も急騰しています。市民が安心して暮らせる住環境の整備のために必要な施策に住宅費の問題は必要ないと考えているのか伺います。2026年度予算案の重点施策で、子ども、教育の第1に掲げられているのは、子育て世代をはじめとする多様な世帯の安定居住の促進です。子育て世代の流出超過を防ぐため、高齢者が住む広い家を生きて子育て世代とマッチングさせる、空き家を活用するなどして住まいの循環をしようとするものです。しかし、広い家を子育て世代に紹介することが子育て世代の転出超過の対策なのか、高齢者の住まいの問題を住み替えに矮小化してよいのかということが根本的に問われます。子育て世代が家族の人数に合わせて広い住宅を確保できない最大の問題は家賃や住宅価格です。2DKの家賃の平均は中野区で20万円を超え、川崎市全体でも15万円前後です。東京都の郊外の住宅は若干安く、多摩川格差で東京都に行けば子育ての費用も違うのですから、流出するのは当然です。子育て世代に住宅費についても支援をすることが流出を食い止める大きな要素になると考えますが、伺います。高齢者の住まいについてです。確かに高齢者が交通の便が悪い地域の広い一軒家に独りで住み続けることは大変です。空き家になる可能性もあります。しかし、そこに住み続けるのは権利であり、住み替えは外から強制されるものではありません。高齢者が住み替えれば子育て世代が使えるというのは世代間の対立をおおるものであり、子育て施策に位置づけるべきではないと思いますが、伺います。高齢者の住まいの課題について、第4期実施計画では新たな支援の仕組みを検討とありますが、どんなことを検討するのか伺います。

2026年度国民健康保険料についてです。引き続き物価高騰が市民生活を直撃しています。

総務省が発表した2025年の生鮮食料品を除いた消費者物価上昇率は3.1%、食料品は7%でした。この物価上昇は、年金生活者や非正規雇用、フリーランスなど低所得者が多い国保加入者にとっては耐え難い負担です。また、均等割が賦課され保険料が高く、一層厳しい生活を強いています。市長の認識を伺います。

このような実態の中で、国保料引上げで追い打ちをかけることがあってはなりません。1月に確定した来年度の国民健康保険事業費納付金額が県から示されました。納付額は新たに子ども・子育て支援分9億4,500万円余が上乗せされ、405億円余となり、今年度と比較し25億円の大幅増です。この納付額を基にした1人当たりの保険料の増加率は9.5%のことです。これではあまりにも苛酷な負担増となります。保険料軽減策が必要です。国民健康保険財政調整基金の活用、保険給付費等交付金等の活用と併せ、毎年度減額し続けている一般会計からの法定外繰入れの大幅額額です。2026年度の保険料軽減策について健康福祉局長に伺います。

均等割についてです。これまでも繰り返し求めてきましたが、18歳までの均等割減免に踏み出す自治体が増えています。こうした地方自治体の努力が国を動かしたものと考えられますが、昨年11月、厚労省社会保障審議会医療保険部会で、子育て世帯の負担軽減のための均等割保険料の5割軽減の対象を現在の未就学児から高校生年代まで拡充する案が示されました。国の実施は2027年4月と見込まれると報道されています。国の施策待ちではなく、本市独自に一刻も早期に、実施内容も10割軽減を検討、実施すべきです。市長に伺います。

生活保護行政についてです。国が2013年から3年間で最大10%の生活扶助基準削減に対し、生活保護利用者が憲法第25条に反するとして訴訟が全国各地で起こり、2025年6月、大阪訴訟、愛知訴訟に対し、最高裁判所は引下げを違法とする初の統一判断を示しました。本市も被告自治体となっている神奈川訴訟は、2月6日、東京高裁で最高裁と同様の判決内容で原告が勝訴しました。執行してきた本市の責任として、判決について真摯に受け止めるべきです。見解を伺います。12月議会で謝罪するよう求めたところ、国の責任で対応するとの答弁でした。判決が出されたので言い逃れは許されません。引下げによって被害を受けた市内の全ての利用者に謝罪をするよう改めて求めます。伺います。原告の要望に従い、国に対し、再減額はせず、引下げ分の全額補償を直ちに行うよう求めてください。伺います。生活保護基準は就学援助や大学の授業料、入学金の減免、介護保険の保険料区分など、国制度だけでも47の施策の利用の可否などに影響します。関係施策への影響を調べ、被害を回復することが求められます。伺います。

基本政策2、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりについてです。こども誰でも通園制度についてです。2023年の試行的事業から4年が経過し、来年度から給付事業として実施されることになるこども誰でも通園制度ですが、国の制度内容に準拠する形で実施していくとのこと。この間、私たちは繰り返し、国の制度設計では保育指針にのっとった安心・安全な保育は提供できず、保育士の負担だけが増加していくことを指摘してきました。実際に保育従事者を保育士と限定した神戸市や、配置基準を手厚くした北九州市など、不十分な国基準に上乗せを行う他都市の事例を紹介し、本市はどのように取り組むのかをただしたところ、12月の代表質問では、子どもを安心して産み育てられる環境の充実に重点を置き、今年度の利用状況を踏まえながら検討を進めているとの答弁で

した。子どもたちの安全がかかっています。今年度を踏まえ、具体的にどのような環境整備を行っていくのか伺います。そもそも国基準で十分という考えなのか、併せて伺います。一時保育とのすみ分けについてです。1月29日の文教委員会の報告にあったアンケートでは、利用時間が短いといった声が複数届いていますが、長時間利用したい御家庭については、一時保育を案内していけばニーズに応えられると考えます。こども誰でも通園制度の預かり時間を国基準どおり月10時間とするのであれば、一時保育事業を拡充していくべきと考えますが、見解を伺います。

保育士宿舍借り上げ支援の拡充についてです。この制度は、特に住居費の高い都市部において、保育士の確保に極めて有効な施策として位置づけられています。国の制度では支援期間が5年へと縮小されましたが、横浜市や東京都は独自財源により10年間の支援を維持してきました。一方、本市は、国の方針に追随する形で期間を縮小してきた経過があり、今回、子ども・子育て支援の推進の中で拡充が掲げられたことは当然の判断です。しかし、問題は補助率です。本来、上限8万2,000円のうち、国が2分の1、自治体が4分の1、事業者が4分の1を負担する仕組みですが、6年目以降は国の補助がなくなるため、横浜市は国負担分を補填し、自治体負担を4分の3に引き上げています。一方、本市は補填を行わず、4分の1のままとなるため、残りの負担は事業者に委ねられ、結果として川崎で働く保育士の補助額が低くなる懸念があります。保育士の確保は喫緊の課題です。横浜市と同様に、6年目以降についても自治体負担を引き上げ、保育士が安心して働き続けられる環境を整えるべきです。伺います。

給食無償化に伴う給食の質についてです。国の給食費負担軽減交付金に重点支援地方交付金を活用し、いよいよ来年度から小学校、特別支援学校小学部において給食の無償化が本市でもスタートします。以前から指摘していますが、無償化が始まったからといって給食の質が低下することなどはありません。来年度はどのような給食を提供していくのか、教育長に子どもたちに向けたメッセージを伺います。

国の支給対象者は在籍児童となっています。不登校やアレルギー等により給食を食べられない児童にはどのような対応を行うのか伺います。

教員の働き方についてです。第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針案が示されました。来年度から2029年度までの取組期間内の目標として、1か月45時間以下の教育職員の割合100%等、文科省の指針に基づき時間外在校等時間に関わる目標が示されました。しかし、この数値には表れない業務が存在します。それが労働基準法で定められている休憩時間すら取得できずに行われている業務、そして自宅へ持ち帰って行われている業務です。令和5年度勤務実態調査では、休憩時間が「ほとんど取れていない」と回答した割合は、小学校83.9%、中学校92.9%と極めて高い状況にあります。また、自宅へ持ち帰る業務について、業務が「ない」と回答した割合は、小学校29.5%、中学校38.2%にとどまっています。働き方改革を本気で進めるのであれば、これらの実態を改善する目標を併せて掲げるべきと考えます。すなわち、休憩時間が取れていない割合をゼロ%に、自宅持ち帰り業務がないと回答する割合を100%とする目標を設定すべきです。伺います。勤務実態調査において、今よりも時間をかけて行いたいと思うのは何かという問いに対し、最多となったのは「授業準備」で80.5%に上ります。方針案には教師の1日として小中学校のモデルケースが示されています。会議打合せ、学級経営、授業準備等の時間が約1時間確

保されていますが、そもそも教育の質を左右する授業準備時間を含めた時間が1日1時間程度で十分と考えているのか、見解を伺います。

基本政策3、市民生活を豊かにする環境づくりについてです。みどりの将来像についてです。本計画は総合計画の次に位置づけられる上位の行政計画とのことです。その内容は、地球温暖化、生物多様性の危機、様々な社会問題における生活の質の低下などを、緑のつながりをコンセプトに本市が率先して解決しようという大変意欲的なものです。環境関係の取組だけでも、緑の基本計画、環境基本計画、生物多様性戦略、地球温暖化対策推進基本計画などがみどりの将来像を踏まえて策定されることになり、都市計画や臨海部ビジョンも影響を受けることとなります。解決しようとしている課題が大変大きく重要であるだけに、ここに掲げる目標値は本市の環境やまちづくりの施策を左右すると考えられますが、なぜか具体的な目標が掲げられていません。まちづくり委員会でただしたところ、ネーチャーポジティブイニシアチブなど、これから決められる国際機関による関連する運動の目標値を参考にするという答弁でした。今、この地球は、温暖化も生物多様性の危機も人類の生存を脅かす危機的な地点に立っています。その解決のために動くというのなら、既に持っている知見を基に、本市独自の積極的な目標を掲げて具体的な取組を始めるべきと考えますが、見解を市長に伺います。

基本政策4、活力と魅力あふれる力強い都市づくりについてです。中小企業支援についてです。市内中小企業の経営は緩やかな改善どころか非常に厳しい状況にあります。ある金属加工の経営者は、トランプさんが関税を動かすから海外との受注が止まったまま動かない、とても困っていると怒っていました。小規模な事業者からは何とかしてほしいと悲鳴が上がっています。6年前の2020年と比べ、銅は300%を超える値上がりで、精米も210%以上と高値が続き、原材料費の高騰は深刻です。1,000万円以上の企業倒産も、昨年は一昨年に次ぐ倒産件数を数えました。景気は緩やかな回復どころか非常に厳しい状況にあり、特段の支援が必要です。しかし、2026年度の金融対策を除いた中小企業支援費及び商工業費の合計は約17億円で、一般会計に占める割合は僅か0.2%しかありません。一般会計の2%まで予算を割き、電気代の補助、工場や店舗の賃貸料の補助など、直接経営を温める対策が必要です。市長に伺います。

脱炭素対策を地元の工務店につなげることについてです。太陽光発電設備等設置費補助金は、民間住宅での太陽光発電設備を広げていくことが目的で、今回はさらに集合住宅でその太陽光発電設備等を住宅に設置した場合、その設置費用の一部を補助する制度ですが、この事業は環境対策であるとともに、地域経済の活性化にも寄与するものです。この設備の整備を地元業者が担えるようにすべきと思いますが、環境局長に伺います。

担い手3法を適用した公契約制度の運用改善についてです。担い手3法とは、建設業の担い手——人材の確保、育成を目的に、建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律——品確法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律——入契法の3つの法律を一体的に改正した取組の総称で、建設業の持続的な発展を目指し、第三次・担い手3法が2025年12月に全面施行されました。元請、下請、全ての施工会社が建設業法の法令を遵守した適正な施工がされるよう、川崎市は責任を負うことになり、改正担い手3法に則した制度の変更や運用改善も必要となります。これまで公契約条例適用現場において、下請事業者が自社の労働者に作業報酬下限額を払えないという実態を紹介し、あってはな

らないこととし対応を求めてきました。改正入契法第12条及び第13条の規定では、入札時に応札者は、労働者の適正な施工を確保するために、必要な労務費、経費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は、提出された書類の確認その他必要な措置を講じなければならないとされています。これまでの総合評価方式から内訳が分かるような方式への変更が求められています。伺います。また、改正建設業法第20条では、下請会社から材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な労務費、経費等の内訳を明示した見積書が提出された場合は、元請会社は見積書を考慮して発注する努力義務が規定されました。公契約条例適用現場でも契約書すら交わしていないことが常態化しています。下請事業者からの契約書の見積書の提示を求め、下請事業者にも適正な労務費が支払われているか確認が必要になるのではないのでしょうか、伺います。

臨海部の産業集積と基盤整備についてです。議案第33号、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意についてに関連し、扇島における道路整備について伺います。首都高速湾岸線に扇島出入口を整備し、国道357号に接続するという工事を行うものです。工事費140億9,400万円に加え、そのほかE T C設備等に約40億円、合計約180億円は、出資金の償還計画見直しによる利息軽減分を充てるとのことです。本来、本市などに返済すべき無利子の出資金の返済を後回しにし、有利子の施設更新のための借入金の返済を先に行うということ、本来発生する利息が軽減されると予測し、それを工事費に充てるという仕組みです。しかし、本当にそれは工事費全額になるのか分からず、単なる予算上のお金のやり取りにしか見えません。金利の変動などがあっても必ず全額を首都高が負担するというものでいいのか伺います。完成は2030年を見込んでいますが、資材高騰などで工事費が膨らむ可能性があります。それでも市負担はないのか伺います。

出入口に接続する国道357号等の道路についてです。当然、扇島の部分にはまだ国道は整備されておらず、J F Eの道路があるだけです。市道については、土地はJ F Eが無償提供し、市が市道を整備することですが、これらの整備費はどれぐらいになるのか、いつから整備を始めるのか伺います。

基本政策5、誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくりについてです。人権に関わる施策についてです。市長は施政方針で、人権、平和、多様性のまちづくりについて、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らすことができるまちづくりを着実に進めると述べられました。川崎市多文化共生社会推進指針や差別のない人権尊重のまちづくり条例など本市人権施策に基づき、より一層推進が求められています。昨年、参議院選挙期間中に外国人差別や分断をあおる主張が公然と行われ、先般の衆議院選挙中にも外国人が増えると治安が悪くなるなどと偏見をあおるような主張もありました。外国にルーツを持つ方から、差別の目で見られるのが怖くて大勢の人混みの中で母語を話せなくなった、選挙中は標的にならないように息を潜めて暮らしているなどの声が寄せられました。本市では選挙運動であってもヘイトスピーチは許されないことを趣旨とするメッセージをSNSで発信しています。改めて、排外主義を否定し、デマや差別は許されないとする市長の毅然とした姿勢をお示しください。伺います。三重県では、12月に情報漏えいの懸念などを理由に外国人職員の採用の見直し、検討を表明しました。外国人の人権や差別問題に取り組む団体や弁護士連合会からは、国籍差別である、職業選択の自由を奪うとして方針の撤回を求めています。また、三重県鈴鹿市長は、外国人の採用を廃止することは考えていないと

記者会見で表明しました。本市は権利保障の運動の中で、1996年から指定市と都道府県で初めて国籍条項を撤廃しました。今後の国籍条項の考え方について市長に伺います。

生活ルールなどでの日本人市民、外国人市民の関係の在り方や、コミュニケーションや言葉の課題を乗り越えていくために、識字・日本語学習活動はより一層重要になります。改めて確認をしますが、川崎市識字・日本語学習活動の指針において、人権についてどのような基本理念としているのか伺います。また、識字ボランティアの在り方についても伺います。各区市民館での識字・日本語学習活動ではボランティアの協力を得ているとのことですが、取り組む上で指針など踏まえるべき理念や考え方をどのように啓発、共有しているのか伺います。また、理念を共有していても、万が一、学習者がボランティアから不適切な対応をされた場合、連絡相談窓口や苦情の対応体制などはどのようになっているのか、その際、職員が取るべき市の姿勢について伺います。また、学習者などへの分かりやすい周知などが求められています。伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま共産党を代表されました宗田議員の御質問にお答えいたします。

財政運営についての御質問ですが、減債基金への積立てにつきましては、世代間の公平を図るために、市債の満期一括償還に備えて計画的に行っている償還そのものでございますことから、残高の多寡にかかわらず、責任を持って対応してまいります。

国民健康保険料についての御質問でございますが、国民健康保険は、加入者に高齢者が多いことから医療費水準が高く、低所得者の加入割合も高いことなど構造的な課題を抱えており、保険料負担率は他の医療保険と比べて高くなっているものと認識しております。このため、他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、国庫等の引上げや医療保険制度の一本化など抜本的改革を実現するよう、他の政令市と共に国に要望しているところでございます。子どもの均等割保険料の軽減につきましては、国の財政負担により、国の制度として行われるべきものであるとの考えから、これまで他の政令市と共に、国に対し拡充を要望してきたところでございます。今般、国におきまして、均等割半額の軽減措置を高校生世代まで拡充する方針が示されたところでございますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

みどりの将来像についての御質問でございますが、当将来像につきましては、人と自然が共生する幸福な社会の実現に向けて、ネーチャーポジティブやサーキュラーエコノミーなどの地球環境に関する世界的な潮流、気候変動などの社会環境の変化などに対して、これまで以上に高い意識を持って策定するものでございます。その指標につきましては、現在、生物多様性に関する国際的な指標が今後示される予定であることから、引き続きその動向を踏まえ、本市にふさわしいものとするのが重要であると考えております。将来像の実現に向けましては、その位置づけを関連計画の上位概念としておりますので、各計画に基づく取組と共に、分野横断的に多様な主体と連携した取組などを推進し、自然と都市が共に成長する持続可能な好循環を生み出してまいります。

中小企業支援についての御質問でございますが、本市経済や産業を支え、地域経済の活

性化や雇用に重要な役割を果たしている市内中小企業への支援は大変重要であると認識しております。本市といたしましては、中小企業の経営基盤の強化が図られるよう、資金繰りの円滑化や、国の交付金を活用したデジタル技術や生産性向上を図る設備の導入等により、経営の安定化や競争力の強化に向けた総合的な支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境にある中小企業の中長期的な事業継続に向けて、国の交付金等も有効に活用しながら必要な予算を配分し、しっかりと支援してまいりたいと存じます。

人権尊重のまちづくりについての御質問でございますが、本市では、差別を生まない土壌を築き、公正な社会の実現を目指した川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を厳格に運用しながら、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて取り組んでいるところでございます。今後も強い決意を持って、全ての市民が個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりに努めてまいります。

外国籍職員の任用についての御質問でございますが、本市では、平成8年度から職員採用試験の受験資格において、消防職を除く全職種で国籍条項を設けないこととしており、国が示した公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる公務員は、日本国籍を必要とする基本原則を踏まえ、外国籍職員の配属や昇任等を行っているところでございまして、現在もこの考え方に変更はございません。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 学校給食についての御質問でございますが、本市では、国の動向にかかわらず、健康給食をコンセプトに、栄養バランスの取れた安全でおいしく魅力ある学校給食を提供してまいります。子どもたちには、学校給食を通して健康な食生活について理解し、食材の生産者や食事を作ってくれた人に感謝の心を持って、おいしく、皆で楽しく給食を味わってもらいたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

上下水道料金の改定についての御質問でございますが、初めに、今後のスケジュールについてでございますが、上下水道事業経営審議委員会から答申いただきましたとおり、令和9年4月の料金改定に向けて取組を進めるものとし、令和8年9月開催の市議会定例会に川崎市水道条例、川崎市下水道条例の改正条例議案を上程することを想定しております。また、議会の皆様には6月開催の定例会前に、このたびの答申を踏まえた料金改定の方向性等について御報告し、御意見をいただきたいと考えております。次に、答申にあった改定率を仮にそのまま反映した場合の月20立方メートルにおける料金等を試算いたしますと、現行において消費税込みで水道料金が2,321円、下水道使用料が2,156円、合計で4,477円に対しまして、水道料金が3,156円、下水道使用料が2,953円、合計で6,109円が仮定に基づいて試算した結果でございます。次に、今後の方向性についてでございますが、答申にもございましたとおり、料金改定の具体的な方向性を検討するに当たりましては、安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスをしっかりと考慮し、検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

将来人口推計についての御質問でございますが、社人研の推計につきましては、これまでも市の推計において参考としておりますが、本市では、統計学的手法に加えて、大規模開発による人口増加や本市における最新の出生率を用いるなど、地域の実態に即した分析によってより精度の高い推計を行っていることから、総人口の減少時期等に差が生じているものと考えております。また、本市の出生率につきましては、近年は減少傾向にございますが、子育て施策をはじめとした様々な取組を進めていることから、推計に当たりましては、最新の実績値を下回らない水準で設定しているところでございます。次に、総合計画等の前提についてでございますが、現状、本市の人口は社会増が続いている一方で、出生数の減少などにより自然減が拡大しており、全体としては、近い将来、緩やかに人口減少へと向かう推計となっているところでございます。こうした状況から、当面の人口増加に対応しながら、その先の人口減少を見据えた持続可能な行政運営を図るための視点を盛り込んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、収支フレームについての御質問でございますが、改定案につきましては、歳入は、堅調な経済状況などから市税等が増となり、歳出は、保育事業における公定価格の改定率が見込みを下回ったことや、国の補正予算の活用により投資的経費の一部を令和7年度へ前倒ししたことなどから、収支不足額が縮減したものでございます。令和8年度予算におきましては、ふるさと納税による減収の拡大や物価高騰への対応など厳しい財政環境が続く中、本市の持続可能な発展に向けた取組を着実に推進できるよう、財源確保や事業の精査等に取り組み、なお生じた収支不足に対しましては、財政調整基金を活用し収支均衡を図ったところでございます。市税収入につきましては、改定素案において、個人市民税や法人市民税など、令和7年度における税収の上振れを織り込んだ上で見込んだものでございます。なお、改定案につきましては、さらに直近の経済指標等が好調な状況や税制改正の影響を勘案して見込んでおります。

次に、減債基金についての御質問でございますが、減債基金への積立てにつきましては、総務省通知を踏まえ、世代間の公平を図り、市債の満期一括償還に備えて計画的に行っているところでございます。収支フレームにおきましては、今後の投資的経費の動向を踏まえた市債の発行見込みのほか、過去に発行した市債の状況等を踏まえ、積立額を試算しているところでございます。また、減債基金からの取崩しにつきましては、市債の償還状況等を踏まえて試算したもので、結果として今後も残高が増加する見込みとなったところでございます。

次に、法改正に伴う対応についての御質問でございますが、本市におきましては、令和8年4月1日以降の工事請負契約の公告または指名通知書を送付する案件から、入札時に提出していただく積算内訳書に材料費、労務費等の内訳も併せて記載していただくこととしており、工事事業者に向け改正の内容について周知しているところでございます。

次に、公契約制度についての御質問でございますが、本市の発注する特定工事請負契約におきましては、全ての労働者が作業報酬下限額以上の賃金を受け取ることができるよう契約業者に義務づけており、労働者への適正な賃金の支払いを確認するためには、契約業者及び各下請事業者がそれぞれ作成する作業報酬台帳による審査が有効と考えております。今後につきましても、法改正の趣旨を踏まえ、適正な下請契約に基づく賃金支払いの確保について、機会を捉え契約業者に対し周知してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市民プラザについての御質問でございますが、第2期の指定管理者が令和2年3月に作成した中期修繕計画につきましては、会計検査院の報告書にある事例とは異なり、本市が当該施設の修繕を進める際の参考とするためのものであって、その時点で修繕が必要と思われる箇所を対象に概算額を算定し、第3期の指定期間である令和2年度から令和6年度の5か年に便宜的に振り分けたものでございます。なお、施設の維持管理上、必要な修繕につきましては、原則として施設設置者である市が行うことになっており、緊急性や安全性の視点のほか、工事に伴う休館等の影響などを考慮した上で適宜実施しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

脱炭素施策についての御質問でございますが、太陽光発電設備等設置費補助金につきましては、太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録された事業者による施工を要件としております。本制度では、受注実績等の確認に加え、本市施策への理解等についてeラーニングを通じて確認しており、これらの要件を満たした市内事業者にも御登録いただいているところでございます。今後とも、市内の電気・建設関係団体等と連携しながら、研修会やセミナーの開催、オンライン研修の充実などに取り組むことで、事業者の育成及び太陽光発電設備の普及に向けた取組を引き続き推進してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、高齢者施策についての御質問でございますが、地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念の実現に当たりましては、市民ニーズを適切に捉え、地域バランスを考慮しながら、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせ、個別支援の強化と地域力の向上を図ることが重要であると考えております。高齢者施策につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても川崎で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に、利用者本位のサービスの提供や、高齢者の多様な居住環境の実現等の5つの取組を進めているところでございまして、引き続き、高齢者実態調査等を踏まえ、必要な取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、障害児(者)日常生活用具給付等事業についての御質問でございますが、視覚障害者用拡大読書器につきましては、利用動向や他都市の状況を踏まえ、専門機関の意見等

を伺いながら、給付上限額の見直しを行ったところでございます。一方、本市における入浴補助用具、ストーマ装具の給付上限額につきましては、他の政令市と比較しても高い水準となっており、多くの用具において現在の給付上限額と市場価格に乖離がないことから、現時点において見直しは予定しておりません。日常生活用具の給付上限額の見直し等につきましては、引き続き、他都市の状況、専門機関等の評価及び意見等を伺うとともに、物価の動向も踏まえながら、総合的な観点から慎重に検討してまいりたいと存じます。

次に、柿生学園における業務の引継ぎについての御質問でございますが、利用者支援につきましては、昨年11月から開始した現場引継ぎにおいて、利用者と直接接している職員を中心に現在も引継ぎを進めているところでございます。また、現指定管理者においても実施しているように、職員の入れ替わりがあっても問題なく支援を提供するため、次期指定管理者の職員間においても、適切に利用者情報や支援内容の連携、共有を行いながら、引き続き利用者等との信頼関係を構築できるよう取り組んでおりますので、本市といたしましても、随時引継ぎ状況の確認や必要な助言を行ってまいります。次期指定管理者による主体的な運営につきましては、3月16日から約2週間の実施予定であることを、本市、現指定管理者及び次期指定管理者の3者協議において確認を行ったところでございます。また、利用契約につきましては、個別面談において職員体制やサービス内容等に関する重要事項説明を行った上で、既に個別面談を行った御家族等の多くは契約に至っていると伺っております。しかしながら、一部の御家族等においては契約を保留されていると伺っております。2月末日までに契約を結ばなければならないということはございませんが、契約を締結されない場合には、現指定管理者が退所後のフォローをなるべく早期に実施する必要があるため、契約を保留されている御家族等に対しては、2月末を目途に、意向確認の御連絡をいただきたい旨の説明を行っているとの報告を受けております。こうしたことを踏まえ、契約を締結されない場合も想定し、2月末以降も引き続き契約を保留されている場合の意向確認については随時行っていく必要があるものと考えております。

次に、国民健康保険料についての御質問でございますが、国民健康保険につきましては、これまでも法令の定めにより、国民健康保険事業費納付金に特定健診等の費用を加えた金額から、国及び都道府県からの交付金等を差し引いた金額を保険料賦課総額としております。国民健康保険財政調整基金の活用につきましては、基金の設立趣旨である国民健康保険事業の健全な運営のため、一定額以上の積立は必要であり、また、一般会計からの法定外繰入れにつきましては、国から早期解消を求められており、現在、段階的な縮減を図っているところであり、増額は困難であると考えております。

次に、生活保護についての御質問でございますが、生活保護制度は法定受託事務でございます。その基準は生活保護法において厚生労働大臣が定めることとされており、その対応は国の責任の下で行われるべきものと認識しております。また、最高裁判決につきましては、国において追加給付を行う結果となったことについて深く反省し、広く国民の皆様におわび申し上げているところでございまして、本市におきましても、今後、国の方針に従い、関係機関等と密に情報共有等を行いながら適切に対応してまいります。なお、生活保護基準を参酌している施策の取扱いにつきましては、令和8年2月20日に発出された通知において、平成25年当時、国の関係府省庁ができるだけ影響を及ぼさないよう対応した経緯等を踏まえ、特段の対応は行わない方針が示されたところでございまして、各担当

部局がその方針に従っていくものと認識しております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、乳児等通園支援事業についての御質問でございますが、本事業は、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充を図るため、来年度からは子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付として実施するものでございまして、本市においては、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を進めるため、実施施設の少ないエリアの解消に向け、施設数のさらなる増加を図るとともに、国の総合支援システムやリニューアルした本市子育てアプリの活用等により、制度及び利用方法の周知に努め、より多くの方に御利用いただけるように取り組んでまいります。来年度は国の基準に準じて実施いたしますが、本事業に従事する保育士等の負担軽減に向けて、国から示されている手引等を事業者にも周知するとともに、現在、各区の保育・子育て総合支援センターや保育総合支援担当が行っている相談支援に加え、今後、実施施設の好事例等を共有するなどの対応を図ってまいりたいと存じます。

次に、一時保育事業についての御質問でございますが、乳児等通園支援事業の実施に当たり、一時保育事業等とのそれぞれの制度趣旨を踏まえた連携を図ることは、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を進める上で効果的な手段の一つであると考えているところでございます。一時保育事業につきましては、本年1月から利用者の予約状況や施設の利用実績等を把握できるシステムを導入しており、今後は、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につなげていないケースの状況把握等が可能となることから、それらを踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存施設における事業の見直しや新規実施等を進めてまいります。

次に、保育士宿舎借り上げ支援事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、保育士の就業継続、離職防止を図り、働きやすい環境を整備する目的で、国の要綱に準じて実施してきたところでございますが、今年度において、国は、補助基準額を月額8万2,000円から7万5,000円に減額したため、本市では独自の財源により8万2,000円を維持しているところでございます。また、補助対象期間が採用後6年以内から5年以内へ短縮されたため、来年度から独自の財源により採用後10年以内に拡充し、拡充した期間の補助基準額については4万1,000円とした上で、市と事業者とで2分の1ずつ負担することとしたものでございます。今後につきましては、国や近隣自治体の動向等を注視するとともに、国に対しては、引き続き、指定都市市長会や本市が独自に実施している国の予算編成に対する要請の場を通じて補助対象期間の延長等を要請してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、羽田新飛行経路についての御質問でございますが、国による取組に関する説明につきましては、本市といたしましても、住民や企業の理解を得ることが重要と考え、より分かりやすい資料提供や説明を行うことを求めています。これを受け、国といたしま

しては、コンビナート上空飛行における安全対策に取り組むとともに、大師地区航空機対策協議会等への継続的な説明や情報提供などの対応を行ってきたところでございます。引き続き、ホームページやニュースレターなど様々な手法を用いた情報提供を行うほか、コールセンターや御意見はがき等を用いて市民からの疑問や御意見をお伺いするなど、丁寧な対応を行っていくと伺っておりますので、その対応状況を確認した上で、引き続き丁寧な説明を求めてまいります。また、保護空域と原子力施設の距離につきましては、制度を所管する国からは、航行の支障となる地上物件との間隔設定に用いられる保護空域という概念はなく、当該施設との距離をお示しすることはできないが、国の想定する飛行経路からの最短距離は約1キロメートル程度であると伺っております。また、第263号通達の対象となる施設付近につきましては、航空機の運航のために必要な恒久的情報を収録する航空路誌——AIPにおいて、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、施設付近の上空の飛行はできる限り避けるものとして示された当該施設の範囲であると伺っております。本市といたしましては、羽田空港の機能強化の必要性を認識しており、新飛行経路に関する安全対策等について、国にその対応を求め、責任を持って対応する旨の回答を得ておりますので、引き続きその対応状況を確認してまいります。

次に、住宅・居住環境の整備についての御質問でございますが、初めに、市民の安定居住の促進に向けましては、これまでも、川崎市住宅基本計画に基づき取組を進めてきたところでございますが、本市においても、資材価格や人件費等の高騰を要因として住宅価格が上昇傾向にあり、今後、子育て世代等が望む住まいを市内で確保することが一層難しくなることなどが想定されるため、さらに取組を推進していく必要があると認識しております。現在、住宅政策として幅広い世代に対する家賃補助等は想定しておりませんが、住宅価格の上昇等も踏まえ、川崎市総合計画第4期実施計画におきまして、子育て期をはじめとしたライフステージに応じて住み替えがしやすい仕組みづくりを重点テーマに位置づけ、子育て世代の定住促進等を推進することといたしました。次に、子育て世代の定住促進等に向けましては、住宅価格の上昇傾向等も踏まえ、既存住宅ストックの活用が重要な観点の一つと考えられることから、戸建て空き家を活用してリノベーションに一部補助を行うなど、子育て世代向け住宅の整備を促進するモデル事業等を実施してまいりたいと考えております。次に、人と住まいの循環に向けましては、強制的に高齢者に住み替えていただくことは考えておらず、今後、高齢者等の住まいや住み替えに関するニーズの把握などを行いながら、住み慣れた地域や自ら望む場で住み続けられる環境づくりと、住み替え促進の両面から取組を推進してまいります。次に、居住支援の充実に向けた新たな仕組みにつきましては、家主等の不安を軽減し、入居を拒まない住宅を増やすことが重要であることから、不動産関係や居住支援に取り組む事業者へのヒアリング等を行い、家主等が抱く様々な不安や課題の分析を深めながら、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向け、行政が積極的に関与する新たな支援の仕組みについて検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

扇島地区における首都高湾岸線の出入口整備についての御質問でございますが、仮称首

都高湾岸線扇島出入口につきましては、昨年12月に首都高速道路株式会社から、神奈川県道高速横浜羽田空港線等の事業変更についての同意申請書が提出され、現在、手続を進めているところでございます。扇島出入口の整備については、本市出資金の償還計画見直しによる利息軽減分を活用し、整備費用約180億円の有料道路事業として首都高速道路株式会社が実施するものでございまして、この償還計画見直しは今後の金利上昇リスクについても勘案していると伺っておりますので、本スキームでの整備は実施可能と考えております。また、整備費用につきましては、令和11年度までの物価上昇等をあらかじめ見込み算出していることから、現時点では本市の負担が発生することはないものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

扇島地区の国道357号等の道路についての御質問でございますが、扇島地区の道路等の基盤整備につきましては、令和10年度の先導エリアの一部土地利用開始に向けて、一部供用開始を目指し取組を進めているところでございます。国道357号につきましては、国土交通省が整備や管理を行う直轄国道であり、仮称首都高湾岸線扇島出入口から市道を結ぶ区間について、現在、同省において整備着手に向けた調査検討を実施しており、その結果により整備費や整備時期が明らかになるものと考えております。また、市道につきましては、JFE構内通路の公道化に向け、令和8年度から段階的に整備を進めることとしており、まず扇島地区内の整備について、令和8年度から令和10年度までに約60億円を限度額として債務負担行為の設定をしているところでございます。今後、東扇島との接続部等の公道化に係る整備費につきましては、引き続き検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

防災対策についての御質問でございますが、危機管理に係る組織整備につきましては、危機管理本部に令和7年度から災害トイレ対策担当を新設し、令和8年度には地震被害想定担当や九都県市合同防災訓練の準備のための担当を新設するとともに、区役所においても、中原区役所危機管理担当に小杉駅周辺防災担当を新設するなど、様々な危機管理の課題に対して迅速かつ的確に調整や課題解決を図るため、必要な体制の構築を進めているところでございます。また、公益財団法人全国市町村研修財団や消防大学校等が主催する危機管理に関する研修を、危機管理本部及び区危機管理担当の職員が受講し、専門知識の習得に努めているところでございまして、今後も引き続き、必要な組織整備や職員の知識向上に取り組んでまいります。次に、避難所等についてでございますが、災害時の避難につきましては、避難所の負荷の軽減のためにも在宅避難を推奨しているほか、指定避難所での避難者の収容が困難な場合には、避難所補完施設等を活用するなど柔軟に対応することとしているところでございます。また、備蓄倉庫についてでございますが、物資が不足する場合には、災害時協定に基づいた調達や、災害時における国の支援物資により対応するものと考えておりますが、今後、備蓄計画の改定の中で、必要な備蓄物資の品目や数量を含

め、総合的に検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校給食についての御質問でございますが、非喫食者への対応につきましては、対象者の範囲等について、今後、国から考え方が示されると伺っておりますので、国の考え方を踏まえて詳細を検討してまいります。

次に、未来を育む学校サポートプログラム案についての御質問でございますが、取組期間内の目標につきましては、時間外在校等時間の縮減に加えて、教員の健康確保とウェルビーイングの向上を目指すため、働き方の満足度に係る目標であるワークエンゲージメント等を設定したものでございますが、休憩時間の確保及び持ち帰り業務の削減につきましても、引き続き取り組んでまいります。次に、プログラムにお示した時程のモデルケースにつきましては、各学校における働き方・仕事の進め方改革の取組の参考とするため、教員のある1日に関して、他自治体や市立学校の事例を基に作成したものでございまして、授業準備などについては、集中して取り組む時期や各教員の経験値などによって時間数は異なるものと考えております。

次に、識字学習活動についての御質問でございますが、初めに、川崎市識字・日本語学習活動の指針につきましては、市民館等における識字学習等の実施に当たってのガイドラインであり、基本理念として、言葉は人間らしく生きていくために欠かせないものであり、識字学習等は基本的な人権であることや、活動に携わるボランティアは責任感と協調性を持ち、外国人市民等と共に学ぶ共同学習者という姿勢を持つことが大切であることなどを示しております。次に、市民館における識字学習活動ボランティアへの理念等の周知につきましては、ボランティア活動の前に入門研修を受講いただき、本指針の基本理念等を理解した上で参加いただくとともに、活動開始後におきましてもブラッシュアップ研修を実施するなど、啓発に努めているところでございます。次に、学習者がボランティアから不適切な対応を受けた場合につきましては、職員が状況把握に努めるとともに、対応に際しては、学習者及びボランティア双方に状況等を確認し、学習者等に寄り添いながら真摯に対応することが必要であると考えております。次に、相談の方法等につきましては、困り事については職員がいつでも相談に応じる旨、活動の場において案内するなど、引き続き周知に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 宗田議員。

〔宗田裕之登壇〕

○45番 宗田裕之 再質問の前に意見を述べます。

総合計画の人口推計についてです。社人研との推計の違いについて、本市は、地域の実態に即した分析によって、より精度の高い推計をしているという答弁でした。しかし、前回5年前の人口推計についても比較すると、人口のピークは、市は2030年、社人研は2035年です。2025年の人口実績値156万人についても、市の推計は158万人、社人研は155万人でした。前回の人口推計についても、ピーク時、人口の実績値のどちらも社人研のほうが精度の高い推計をしています。出生率について、子育て施策を進めていることから、実績値を下回らないとしたということですが、子育て施策を進めれば今の1.14という最低値がず

つと続くとはならないのではないのでしょうか。出生数についても、川崎市の出生数を支える生産年齢人口は、5年間は増加するのです。出生数を拡大する可能性は大いにあるのです。これだけ人口増加の理由があるのに、市は出生率を低く試算して人口減少を主張するというのは意図的です。市の人口推計は社人研をベースにして、総合計画、行財政改革の前提を人口減少ではなく人口増加にすることを求めています。

日常生活用具給付等事業についてです。日常生活用具の価格が上昇しているため、給付額の増額を求めましたが、答弁は、多くの用具は現在の給付上限額と市場価格との乖離がない、現時点で見直しは予定していないとのことでした。しかし、答弁の専門機関の意見等を聴きながらと言いますが、意見を聴く機関も不明確です。また、給付上限額と市場価格との乖離がないと言いますが、例えば京都市は、現在の本市と同額または同程度の給付上限額を、市場価格の調査を行い、毎年度、乖離がある品目は引き上げています。本市でも市場価格調査体制を明確にし、給付額と市場価格の乖離がある品目は早急に見直しを求めます。

外国籍職員の採用資格についてです。外国籍職員の採用資格については、消防職を除く全ての職種で国籍条項を設けないことの継続が改めて確認されました。任用制限については、国際的な人権規約に整合する行政運営を実現するためにも、2018年8月の人種差別撤廃委員会の勧告に従い、見直しを検討するよう求めます。

再質問を行います。

高齢者施策についてです。市営住宅や特養ホームについて、公的責任を果たしていないのではという質問に対して、多様な居住環境の実現という取組を進めるという答弁でしたが、結局、民間を利用してくださいという趣旨です。しかし、市営住宅については、公営住宅法で、低額所得者の住宅不足のときは、公営住宅の供給を行わなければならないと定めており、特養ホームにしても、市が保険料を徴収し、サービスを提供する保険者です。どちらも不足しているから入れませんでは公的責任を果たしているとはとても言えません。市は総合計画で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりと言いながら、行財政改革では高齢者施策の見直し、削減がめじろ押しです。例えば、高齢者の外出支援事業の見直しとして高齢者のバス利用を支援するふれあいフリーパスを対象に挙げ、高齢者の施策における市単独事業の在り方見直しとして、市単独で補助している福祉住宅、敬老祝品、福寿手帳、敬老入浴施設などが見直し、削減の対象になっています。これほど見直し、削減を計画しておいて、どうして高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進していると言えるのか、市長に伺います。

柿生学園についてです。職員体制がまだ予定人員の6割に満たない状態の中で、利用者との信頼関係は築けるのかとの質問に対し、適切に利用者情報や支援内容の連携、共有を行いながら、信頼関係を構築できるように取り組むとの答弁でした。信頼関係の構築には、職員間の情報共有だけでなく、職員と利用者のフェース・ツー・フェースの引継ぎが必要です。だからこそ、現場に入っている職員の体制を問題にしてまいりました。市は何をもって引継ぎが行われたと判断するつもりなのか伺います。また、現職員が見守り役となり、次期指定管理者であるハートフル記念会だけで支援に当たる試行的な運営は3月16日からとのこと。3月から支援に入る職員が多い中で、本当に問題なく支援を提供することができるのでしょうか。当初、1か月間はハートフル記念会が主体となった運営を行

うはずではなかったのか伺います。また、2週間となった理由についても伺います。質問は以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 高齢者施策についての御質問でございますが、本市におきましても急速な高齢化の進行が見込まれていることから、これまでも持続可能な制度となるよう、課題やニーズを整理し、中長期的な視点を持って検討を行っているところでございます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても川崎で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に、引き続き必要な取組を進めてまいります。以上です。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 柿生学園における業務の引継ぎについての御質問でございますが、現指定管理者から次期指定管理者に対し、利用者情報を含め、施設の管理運営や利用者支援を行う上での必要な情報や物品等が引き継がれたことをもって、引継ぎの完了を判断するものでございます。また、次期指定管理者による主体的な運営の時期につきましては、これまで、本市、現指定管理者及び次期指定管理者の3者協議において調整を図ってきたところでございまして、事務室等の移行等も踏まえた結果、3月16日から開始予定とすることを3者で確認したものでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 宗田議員。

○45番 宗田裕之 最後に、意見を述べます。

柿生学園についてです。引継ぎは信頼関係の構築まで至らず、情報の共有という形で行われ、僅か2週間の試行期間で完全に新体制での運営に移行するとのこと。これでは十分な引継ぎが行われたとは言えません。今回の指定管理の変更は市に大きな責任があります。市として、4月からも運営への支援を講じることを強く求めておきます。

高齢者施策と行革についてです。総合計画では高齢者施策について美辞麗句を並べましたが、行財政改革では高齢者施策の見直し、削減がめじろ押しです。それだけではなく、障害者施策についても見直し、削減が並んでいます。許せないのは、こういう公的支援が必要な立場の弱い人の支援策を真っ先に削減するということです。一方で、予算では臨港道路に74億円など、臨海部の大規模事業には大幅増の140億円が計上されています。地方自治法の第1の目的は住民の福祉の増進です。そこにこそ市の公的責任があるのです。行革で削るべきは福祉ではない、不要不急の大規模事業です。そのことを強く求めて、あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後3時9分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも53人」と報告〕

○議長 原 典之 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。川崎・維新代表から発言を願います。33番、重富達也議員。

〔重富達也登壇、拍手〕

○33番 重富達也 私は、あしたの川崎・日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、令和8年第1回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問してまいります。

初めに、令和8年度の重点施策についてです。まず、児童育成支援拠点事業についてです。令和6年施行の改正児童福祉法で位置づけられた家庭支援事業のうち、個々の児童の状況に応じた包括的支援拠点については、会派としてその必要性を求めてきたことから、設置については歓迎をするものでありますが、想定している定員は1日当たり約20名であり、対象者をどのように選定していくのが重要になります。支援を必要としている児童を取りこぼさないように、選定時には市内だけでなく、あらゆる地域資源で把握されている児童の情報を基に判断すべきと考えますが、多職種、多様な機関との連携強化に向けてどのように取り組むのか伺います。

また、支援ニーズを踏まえて、今後、各区1か所の設置も検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。こちらについては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、学校給食の実施上限回数増加についてです。保護者等からの要望を受け、上限回数を増やす決断をしたことは評価できますが、現在でも学校行事などを理由に上限いっぱい回数で実施していない小中学校が多数存在していることを踏まえると、今後も各学校で実施回数に差が出ることは避けられません。学校ごとに給食回数に差が生じることは、特に小学校では無償化が進む中で、保護者や児童の間に不公平感を生じさせかねません。教育委員会として、標準回数、下限回数などの目安を示すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、給食室等への空調設備の整備についてです。予算計上されている1,800万円は調査費用とのことですが、調査を可能な限り早めに完了させ、来年度中に整備を開始すべきです。調査の結果、空調整備が比較的容易である学校については、補正予算の活用も含め、早急に整備に向けた検討を行うべきだと考えますが、見解と対応を伺います。こちらについては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

あわせて、整備完了までの暑さ対策についても並行して検討すべきです。見解と対応を伺います。

次に、国際園芸博覧会への出展についてです。出展面積は約500平米を見込んでおり、令和8年度と令和9年度の合計で約4億円の支出を見込んでいます。出展に当たっては、近隣の政令指定都市も本市と同様に、施工、維持管理等を直接実施するとのことですが、各自治体の出展面積を伺います。本市の出展面積を500平米とした根拠を伺います。また、出展の効果検証をどのように行うのかについても伺います。

次に、川崎区における多文化共生の推進についてです。川崎区では、外国人区民の人口比率が約9%を超えており、共生の文化を地域全体に根づかせていくに当たって、令和9年度から開始される育成就労制度への着実な対応が求められます。先月末が回答期日だった川崎区外国人労働者の雇用に関するアンケート調査で改めて認識した課題等があれば伺います。あわせて、来年度の外国人労働者の受入れに係る環境整備については、その成果をどのような指標で検証していくのか伺います。環境整備に当たっては、国際交流協会な

ど既存の地域資源を効果的に活用すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

また、就労や雇用と並行して、生活面での共生文化を根づかせる上で、地域トラブルのもととなりやすいごみ出しルールの共有、遵守は優先的に取り組むべき課題で、ごみ分別アプリの多言語化は早急に実施すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、令和8年度の主な組織改正についてです。まず、教育委員会事務局の地域教育推進室居場所づくり担当についてです。主に朝の居場所づくりを担当するとのことで、その役割や必要性については理解します。一方で、子どもの居場所づくりについては、放課後等の子どもの居場所の今後の方向性に関する議論を含めて、幅広い時間帯や対象者に対する取組を様々な視点で検討していく必要があります。そのためには教育委員会と子ども未来局のさらなる連携が必要であり、併任などの人事配置面での工夫も検討すべきではないかと考えます。見解と対応を伺います。

次に、経済労働局の労働・人材支援部についてです。若者、女性、ミドル世代、シニア世代、外国人材など、多様な人材の確保、育成に係る関係局と連携して取り組むとされていますが、ここで言う多様な人材には障害のある方も含まれているのか伺います。あわせて、今回の部新設が、障害のある方の就労機会の拡大にどのように寄与することを想定しているのか、見解を伺います。

次に、庁舎等への無線LAN等の環境整備についてです。川崎市DX推進プランでは、ワークスタイル変革として、紙や場所に制約されない多様で効率的なワークスタイルの実現が掲げられていますが、現状、本庁舎を除く庁舎等への無線LAN等の環境整備に係る具体的な整備計画はなく、今後もオンライン会議の実施環境などのばらつきが継続し、結果として紙や場所に依存した働き方が継続する懸念があります。整備に関する具体的なスケジュールを検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、入札契約制度の見直し等についてです。昨年、物価高騰等を受けて、総合評価一般競争入札の対象となる発注標準基準金額が変更されました。社会経済情勢等の変化等に対応して今後も随時見直すべきと考えますが、一方で、総合評価の適用外となっている案件については、これまで以上にくじ引の発生を抑制する取組が求められます。まず、近年のくじ引の発生状況の動向を伺います。

また、今後は、専門工事業業者育成型入札や南北入札などの実施件数を順次増加させていくべきと考えますが、担当の藤倉副市長の見解と対応を伺います。

次に、中小企業競争力強化の取組についてです。総合計画改定案では、資本金1億円未満の黒字法人の割合が成果指標として掲げられています。施策の目標を定量的に評価しようとする取組として評価しますが、一方で、黒字法人の割合は、本市の事務事業よりも社会経済状況の影響をより大きく受けると考えられるため、事務事業の取組が効果的、効率的であったのか評価する際には別の評価軸も持つべきだと考えます。見解と対応を伺います。

次に、市民の音楽活動場所についてです。市民が音楽活動を楽しめる練習スペースなどとしては、主に市民館の音楽室、視聴覚室などが活用されていますが、昨年度の平均利用率は約72%、区によっては利用率が約90%に達している施設もあり、希望日時に予約を取りにくいとの声も寄せられております。一方で、学校施設有効活用事業で利用可能な音楽室の平均利用率は約8%となっていることから、スペースは足りないのではなく、足りな

いように感じる制度や仕組みに課題があるのではないかと考えます。市長の見解と対応を伺います。

また、ふれあいネットでは、市民館の音楽室、視聴覚室など、利用率が高い施設の予約ページの閲覧者等に対して、例えば学校施設有効活用事業、音楽のまち・かわさきなどの他の施設情報も周知すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、高圧ケーブルの絶縁不良による停電についてです。小中学校で停電、臨時休業が発生したことを受けて、今年度は高圧電気設備の停電時駆けつけサービスを契約、活用し、一定の効果があつたものと理解しています。一方で、当該サービスでは、複数のキュービクルを有する学校で、キュービクル間のケーブルに絶縁不良が生じた場合には十分な対応が行われず、臨時休業等に至る可能性は否定し切れないのではないかと考えますが、複数のキュービクルを有する学校数と、当該校において絶縁不良が生じた場合のリスクをどのように評価しているのか伺います。また、今後、当該校については別途対策を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、小学校における午前5時間授業についてです。今年度より市内の2か所の小学校で午前5時間授業が開始されました。教員の負担軽減や柔軟な教育課程の編成につながる一方で、児童の生活リズムや学習意欲への影響など多面的に検証をすべきと考えます。今後、取組の拡大や見直しを検討するに当たり、どのような視点や指標で評価検証し、次年度以降の取組にどのように反映していくのか、教育長の見解と対応を伺います。

次に、高次脳機能障害者支援についてです。昨年末に高次脳機能障害者支援法が成立し、来年度から施行予定となっています。本市にはどのように新たな責務が課されることになるのか伺います。また、責務を果たすためには、これまでの地域活動支援センターや各リハビリテーションセンターが果たしてきた役割や機能、課題等を整理、検証する必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、川崎市住宅供給公社が管理する集会室についてです。公社が管理する高齢者向け優良賃貸住宅等には集会室等が設置されています。どのような目的で設置されたのか伺います。あわせて、利用率はどの程度なのか伺います。

介護施設等に設置されている地域交流スペース同様に、地域における利活用が促進されるように公社と連携して取り組むべきと考えます。見解と対応を担当の藤倉副市長に伺います。

次に、川崎未来エナジー株式会社についてです。次期経営改善及び連携・活用に関する方針案が示されました。4か年計画の目標として、市場価格の変動リスクに左右されにくい、持続可能な経営の確立を目指すとされている点は評価できますが、一方で、経営健全化に関する指標としては、相対電源確保率の目標値が70%に設定されています。これは市場調達率を30%とすることを意味しており、現行の経営改善及び連携・活用に関する方針で目標としてきた10%から大幅に引き上げることとなります。昨年8月に示された経営改善及び連携・活用に関する取組評価では、市場調達率について10%以下に抑え、安定的な事業運営を図ることができたことと評価していることから、これを30%に引き上げることは、市場価格の変動リスクに左右されにくい状態からは逆行するのではないかと危惧しますが、見解を伺います。また、市場調達率30%は目指すべき目標ではなく、許容される上限値という認識が妥当なのではないかと考えますが、見解を伺います。また、市場調達率は

少なくとも、新電力の2割が事業撤退に追い込まれた2022年のJEPXスポット市場の年度平均単価1キロワット時当たり20円の状況であっても、単年度で赤字化しない水準に抑える計画とすることが持続可能性の担保になると考えます。市場調達率30%は、2022年と同様の価格高騰の状況下でも黒字化を維持できる水準なのか伺います。また、会社のホームページには、今年度の電源構成の計画値として市場調達率が14%と示されていますが、これは現行の連携・活用に関する方針の目標値10%と矛盾しているのではないかと考えます。会社のホームページで14%と示されていることについて、市はどのように関与し認識しているのか、見解を伺います。

次に、川崎港における放置船への対応についてです。民間保有係留施設で放置されている船舶が航行船舶の支障となる懸念があることなどから、撤去、処分を検討しているとの報告がありました。約2,400万円の費用を見込んでいるとのことですが、より早い段階で撤去命令等、実効性のある対応を行う余地がなかったのか検証すべきです。まず、この船舶は平成30年5月に棧橋の使用を開始しているものと考えられますが、本市が本船の存在を確認し、棧橋の目的外利用を理由として文書で指導したのは同年11月と半年後のことです。毎日の巡視の実効性を疑わざるを得ません。今後、放置船を迅速かつ確実に把握するために改善策を検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、公費の支出ゼロを目指すことは、結果的に放置船の劣化やそれに伴う油の流出、撤去費用の増大を招きかねません。今後は迅速性を一定程度考慮した対応も検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、水道事業及び下水道事業の料金制度等の在り方の答申についてです。まず、答申の検討過程で用いられた財政収支のシミュレーションについてですが、物価上昇率等には、内閣府が示している中長期の経済財政に関する試算のうち、成長移行ケースを採用したとのことです。本市の財政運営の基本的考え方で示されている収支フレームでは過去投影ケースが採用されています。経営の持続性の観点で、より安全方向で検討を進める意図があったものと理解をしますが、少なくとも全市の収支フレームと同じ過去投影ケースでの試算も行われるべきだったと考えますが、見解を伺います。こちらについては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

また、今後は答申を踏まえて局内で制度等の在り方について検討がなされますが、その際には過去投影ケースでの検討も行うべきです。見解と対応を伺います。次に、今回の答申は、経営の持続性という観点から、令和11年度末時点での資金残高を重視した上で、複数の企業債充当率を設定し、料金改定率等を試算しています。この考え方については比較的妥当なものであったと考えますが、下水道事業においては、令和11年度末時点で必要な退職給付引当金22億円を大きく上回る62億円の資金残高を確保する前提で試算が行われています。今後の局内での検討においては、この資金残高の適正な水準についても改めて確認すべきと考えます。見解と対応を伺います。

最後に、水道料金の在り方検討の際には、先んじて工業用水道事業への給水単価の見直しを決定し、その結果、工業用水道事業の料金改定率を15.8%程度に抑制した経緯を踏まえた検討が行われるべきです。工業用水道事業の改定率を上回る料金改定率は市民理解が得られないものと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、議案第20号、川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

てです。リハビリテーション実施体制の強化と事務執行体制の強化が目的であるとのことですが、病院内ではいつからそれぞれの強化の必要性について検討がなされていたのか、具体的に伺います。また、増員によって期待される効果を伺います。本議案の提出、議決を含めて、体制強化の必要性が認められてから実際に強化できるまでにタイムラグが発生することは、直営の公立病院としてはやむを得ないことですが、この間、現場では体制の不足感をどのようにカバーしてきたのか伺います。

最後に、報告第1号、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告についてです。市長の専決事項の指定について、第2項による専決処分のうち、麻生区役所の案件についてです。DV等支援措置は措置対象者の安全を確保する重要な制度であり、誤った事務手続は、対応を誤れば人命に関わる深刻な二次被害につながりかねません。今後、事務フローやマニュアルを見直す方向性が示されていますが、二次被害の重大さを勘案すれば、ヒューマンエラーを前提として、システムからの領収書等の出力を制限するなど、システム面での再発防止策を検討すべきです。見解と対応を伺います。

質問は以上です。答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○議長 原典之 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま川崎・維新を代表されました重富議員の御質問にお答えいたします。

市民の音楽活動場所についての御質問でございますが、市内の音楽活動をさらに促進するために、練習などが可能な施設に関する情報を広く市民の方々に周知することは重要であると考えておりますので、利用者のニーズに応じた情報を効果的に発信するよう取組を進めてまいります。

水道料金についての御質問でございますが、水道事業と工業用水道事業は、それぞれの料金を原資とした独立採算により経営しており、料金体系も全く異なりますことから、料金の在り方につきましても個別に検討すべきものと考えております。今後、水道料金等の改定を検討する際には、市民生活の安全・安心を支える上下水道事業の基盤となる安定的な経営の視点に加えて、料金の低廉性にもしっかりと配慮してまいります。以上でございます。

○議長 原典之 藤倉副市長。

[副市長 藤倉茂起登壇]

○副市長 藤倉茂起 初めに、入札契約制度についての御質問でございますが、市内事業者の受注機会を確保するとともに、工事の品質の向上を図るため、多様な入札契約制度を実施することは重要であると認識しているところでございます。今後につきましても、事業者の技術力の向上や社会的貢献への意欲向上、地域性を重視する取組等を引き続き行うとともに、制度改善に努めてまいります。

次に、川崎市住宅供給公社が管理する集会室についての御質問でございますが、川崎市住宅供給公社につきましては、住宅政策を本市と連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することを期待しており、高齢者等の安定居住の推進や地域貢献に資する取組等を求めているところでございます。こうしたことから、公社が管理する団地に設置されている集会室につきましては、入居者の

利用状況や生活への影響などに配慮しながら、地域交流の促進も含め、効果的な利活用方法について本市も連携して検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 教育課程についての御質問でございますが、教育課程は、子どもの実態や保護者、教職員の思いを踏まえながら、学校教育目標の実現に向けて学校が主体となって編成しているもので、時間割もその一部であると捉えております。現在、午前中の時間帯に5時間の授業を行う時間割を編成している小学校2校では、当該校の児童及び保護者へアンケート調査を実施しており、午前中のほうが集中できるといった回答がある一方で、休み時間が短いなどの意見もあったと伺っております。今後、各学校が特色を生かした教育課程を編成できるよう、教育課程編成に係る担当者会議等において取組事例の共有を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

上下水道事業経営審議委員会からの答申についての御質問でございますが、過去投影ケースの反映等についてでございますが、いただいた答申には、料金・使用料改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスも考慮すべきであるとの提言がございますとおり、今後、改定案を検討するに当たりましては、財政収支シミュレーションのパターンや確保すべき資金残高も含め、様々な要素を勘案し、安定経営と市民負担とのバランスをしっかりと考慮してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

無線LAN等の環境整備についての御質問でございますが、本市では、これまで川崎市DX推進プランに基づき、ワークスタイル変革の取組の一環として、令和5年度の本庁舎の整備、令和6年度の川崎区役所機能再編等、庁舎の大規模改修等の機会を捉えて無線LAN等の整備を段階的に進めてきたところでございます。今年度につきましては、川崎区役所を除く6区役所の会議室等への無線LAN等の試行整備を順次実施しており、令和8年度には、これらの利用状況や業務効率化の効果等を中心に検証を行った上で、本格的な整備に向けた検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

入札状況についての御質問でございますが、競争入札により発注した工事におきまして、くじ引により落札決定した契約の状況につきましては、令和5年度は434件で全体の52.5%、令和6年度は413件で全体の50.6%となっております。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

市民の音楽活動についての御質問でございますが、音楽活動が可能な施設に関する情報につきましては、本市における音楽のまちづくりを推進する音楽のまち・かわさき推進協議会のホームページにおいて、市民館などの公共施設のほか、民間施設も含めて104件の施設を掲載しております。また、市立学校における音楽室等につきましては、学校施設有効活用事業として教育委員会ホームページにおいて御案内しているところでございます。今後につきましては、市民の方々が必要な情報に容易にアクセスできるよう、ふれあいネットと音楽のまち・かわさき推進協議会ホームページ等が相互にリンクを張るなど、施設情報が効果的に届けられるような対応について、関係局と連携しながら検討してまいります。以上でございます。

○議長 原典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、労働雇用部の組織改正についての御質問でございますが、少子高齢化等の影響により、今後さらに市内企業の人手不足が深刻化していくことが見込まれることから、関係局と連携し、障害者も含め若者や女性、外国人材など、多様な人材の確保、育成等に取り組むため、令和8年度から労働雇用部を労働・人材支援部に組織改正するものでございます。障害者の雇用等につきましては、引き続き健康福祉局と連携した川崎市障害者等雇用・就労支援出張キャラバン隊や、ハローワークと連携した障害者向けの合同企業説明会の開催等を通じた支援を行うとともに、今後につきましては、ハローワーク等の支援機関と連携して、生産性に課題を抱える企業や人手不足の企業を新たに開拓し、障害者とのマッチングの機会を設けることなどにより、障害者の就労機会の拡大が図られるものと考えておりますことから、着実に取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、中小企業の競争力強化についての御質問でございますが、地域経済の持続的成長のためには、市内中小企業が社会経済環境の変化に対応し、経営を維持発展させていく必要があることから、総合計画改定案におきましては、中小企業の成長状況を把握するための成果指標として黒字法人の割合等を設定したところでございまして、今後に向けましても、より多くの中小企業の経営基盤の強化等を進めていくことが必要と考えております。改定案では、中小企業経営基盤強化事業をはじめとした5つの事務事業について、出張キャラバン隊による訪問支援や専門家派遣など、市の能動的な取組の進捗を示す実績値等を主なアウトプットとして設定しているところでございまして、事務事業の実績をしっかりと把握しながら、着実に取組を推進することで市内中小企業の経営基盤の強化を図るなど、中小企業の競争力強化に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

ごみ分別アプリについての御質問でございますが、多言語対応につきましては、アプリの検索データベースが1万件以上で、アプリの動作への影響や日本語以外の検索データの管理方法などの課題があることから、現在の利便性を確保した上で多言語対応するための手法について検討を進めており、令和8年度内のアプリ改修に向けて取り組んでまいりま

す。

次に、川崎未来エナジー株式会社次期経営改善及び連携・活用に関する方針案についての御質問でございますが、相対電源確保率につきましては、現在、国において小売電気事業者が需要家に対して安定、継続して電力を供給できる事業環境の実現に向けた議論がされておりまして、その中で70%以上を目標とする案が示されておりまして、こうした国の相対電源確保の義務化の動向等を踏まえ、川崎未来エナジーの安定的な経営や収益性の確保のほか、需要増や天候、設備停止などの不確実な事象に対応するに当たっては、スポット市場からの調達について、一定の調整幅が必要であると考えております。また、電源の確保につきましては、相対電源による調達と電力市場からの調達のバランスを取って経営を行っていくものであり、市場調達率30%は目指す目標ではないものと認識しております。電力市場価格高騰への対応につきましては、国において、令和4年のような電力市場の混乱の再発を回避するための制度検討が行われており、同様の事態が生じる可能性は高くないものと推測しておりますが、仮にそのような混乱が長期化した際には、経営に影響を与えるものと考えられますので、持続可能な事業運営に向け、過度にスポット市場に依存しないなど、事業リスクへの対応を図っていく必要があるものと考えております。川崎未来エナジーホームページの電源構成につきましては、電力の小売営業に関する指針に基づき、公共施設や民間事業者との小売電気事業契約に基づく再エネ販売量の電源構成を公表することとなっております。一方、現在の経営改善及び連携・活用に関する方針に定める市場調達率につきましては、事業パートナーに取り次いで市域に供給している再エネ取次量を含んだものになっているため、ホームページの表記と異なるものと認識しております。以上でございます。

○議長 原典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、高次脳機能障害者支援についての御質問でございますが、高次脳機能障害者支援法の目的は、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる切れ目のない支援を受けられるようにすることとされておりまして、また、地方公共団体は、支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有し、相談支援、普及啓発、人材育成等の機能を持つ高次脳機能障害者支援センターの設置、地域の実情に応じた体制整備を協議する高次脳機能障害者支援地域協議会の設置等が規定されたところでございます。本市におきましては、高次脳機能障害地域活動支援センター、地域リハビリテーションセンター等の各専門機関が連携を図り、幅広く相談や支援、普及啓発、多機関連携等に取り組んでいるところでございます。今般の法律の制定を契機として、法の趣旨等を踏まえ、あらゆる段階で切れ目のない支援が受けられるよう、それぞれの取組を強化してまいりたいと存じます。

次に、DV等支援措置対象者についての御質問でございますが、本件につきましては、区役所窓口において、支援対象者であることを示す注意喚起の画面表示を無視し作業を進めるなど、想定外のミスにより起きたことが要因であることから、再発防止策といたしまして、画面表示される注意喚起の内容をさらに強調するシステム改修を行うとともに、マニュアルの再確認などの対応を図ったところでございます。なお、領収書発行等の出力制

御につきましては、現在、国から示されております国民健康保険システムの標準仕様書を精査し、必要な対応を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

児童育成支援拠点事業についての御質問でございますが、本事業は、養育環境等に課題を抱える児童等に対する居場所の提供や生活習慣の形成支援、食事提供等を行うものでございまして、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用するなど、地域の関係機関と連携しながら、支援を必要とする学齢期の児童を把握し、個々の状況に応じて適切に実施してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市住宅供給公社が管理する集会室についての御質問でございますが、集会室の設置目的につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅として建設されたビバース日進町、ビバース境町、ビバース田島町、ビバース久末の4団地において、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領に基づき高齢者交流施設として設置されたものであり、入居者や地域住民の交流イベント、文化活動等に利用されております。また、特定優良賃貸住宅として建設されたスターブル藤崎につきましては、建設当時に地元町内会連合会からの要請を受け、良好な地域コミュニティ形成の場として集会室が設置されたものであり、その利用につきましては、当該連合会において管理運営されているところでございます。次に、集会室の利用状況につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅として整備された4団地について、新型コロナウイルス感染症の流行及び高齢者住宅の特性を考慮し、令和2年度以降の利用を中止しておりましたが、令和8年1月より再開したところでございまして、令和元年度の利用実績につきましては、ビバース日進町は年間134回、ビバース境町は年間33回、ビバース田島町は年間7回、ビバース久末は年間6回となっております。また、スターブル藤崎につきましては、年間300回程度の利用状況となっております。以上でございます。

○議長 原 典之 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

国際園芸博覧会についての御質問でございますが、本市では、国際園芸博覧会への花・緑出展及び神奈川県出展エリア内の展示ブースへの出展、催事や国際交流事業などへの参加を予定しております。これに係る経費として、令和8年度及び令和9年度の2か年で約4億円を計上しているところでございます。初めに、花・緑出展につきましては、庭園作品を展示するとともに、技術や魅力を世界へ発信する出展とされており、本市では面積約500平方メートルの屋外出展を予定しているところでございます。他都市の出展につきましては、2027年国際園芸博覧会協会からは公表されておりませんが、近隣の政令指定都市では、相模原市は約300平方メートルの庭園の出展を予定していると伺っております。次に、出展面積につきましては、本市の環境先進都市としての強みや力強い産業都市としての特徴を踏まえ、先端技術により地球規模の課題が解決されるなど、自然と都市が共に成長す

る、持続可能な川崎らしい未来の姿を表現するために必要な面積として、約500平方メートルとしたものでございます。次に、出展の効果検証につきましては、本市出展への来場者数について把握するとともに、アンケートの実施などについて検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 港湾局長。

〔港湾局長 森 賢一登壇〕

○港湾局長 森 賢一 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎港における放置船への対応についての御質問でございますが、川崎区白石町に所在する民間保有係留棧橋前面の放置船につきましては、放置を継続することにより、船舶の漂流等による周辺企業や航行船舶への支障が懸念されることから、行政代執行法による撤去等を視野に入れた対応を検討しているところでございます。当該船舶につきましては、平成30年10月に棧橋所有者である民間事業者から事情を確認したところ、運航会社との間で棧橋の使用に関する契約を同年5月に締結していたこと、また、棧橋の水域占用目的とは異なった係留であることが判明したことから、同年11月に棧橋所有者宛てに文書により船舶を移動するよう指導したところでございます。本事案を踏まえ、放置船となる可能性のある船舶の確認方法について改善すべき点があると考えており、今後は現場の状況変化について関係部署間で情報を密に共有して事実確認を速やかに行い、放置船の迅速かつ確実な把握に努めてまいります。次に、放置船への対応についてでございますが、所有者が不明な場合には簡易代執行により撤去等を行うことが可能ですが、所有者が判明している場合には、その所有者責任において放置船の撤去等を行うことが原則であることから、所有者に対して港湾法等の関係法令に基づき指導しているところでございます。しかしながら、周辺企業や航行船舶への影響、緊急性等を考慮し、港湾区域を良好な状態に保つため、やむを得ない場合には行政代執行法により撤去を行うものでございます。一方で、行政による安易な撤去は、さらなる船舶の放置を川崎港に発生させる懸念もあることから、現状においては、迅速性も重要とは認識しておりますが、個別具体的に代執行の実施について判断せざるを得ないと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 川崎区長。

〔川崎区長 山崎 浩登壇〕

○川崎区長 山崎 浩 川崎区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎区における多文化共生の推進についての御質問でございますが、初めに、外国人労働者の雇用に関するアンケート調査につきましては、外国人労働者を雇用する区内の1,458事業所を対象に、その実態を把握し、今後の検討に向けた基礎資料とすることを目的として実施したものでございます。結果につきましては現在集計中でございますが、これまで既存の統計等で把握することができなかった区内の外国人雇用事業所の概況、日本語能力やコミュニケーションに関する課題感、支援に関するニーズ等の傾向について改めて把握できたものと考えております。次に、成果の検証につきましては、来年度に日本語教育や外国人労働者の受入れに関する情報提供、啓発をはじめ、定着支援等に関する取組について詳細な検討を行う予定としておりますので、その成果を評価する手法等につきましても併せて検討を進めてまいります。次に、既存資源の活用につきましては、多文化共生や中小企業支援等を役割とする関係機関と連携を図りながら取組を進めていくことが重要であ

ると考えておりますので、引き続き緊密に情報共有を図ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

病院局企業職員に係る定数条例の一部改正についての御質問でございますが、検討の開始時期につきましては、全庁的な職員配置、組織整備の計画策定作業に合わせ、例年、5月頃から各職場で検討を開始し、8月頃に局内で集約した後、全庁的な検討を経て、定数条例の改正が必要な場合には2月に議会へ条例案を上程しているところでございまして、今年度につきましても同様でございます。次に、増員の効果についてでございますが、理学療法士及び作業療法士につきましては、リハビリテーション実施体制の強化を図ることにより、より多くの患者さんにリハビリを提供することができ、日常生活動作、いわゆるADLの低下防止や、より円滑な在宅復帰等につながられる効果があるものと考えております。また、事務職員につきましては、事務執行体制の強化を図ることにより、増加する業務へ適切に対応できる体制が構築できるものと考えております。次に、増員までの間の取組についてでございますが、理学療法士等の業務につきましては、看護師等がリハビリをサポートするほか、病棟に理学療法士等が出向いてリハビリを実施するなど、効率的なリハビリが提供できるよう取り組んでおります。また、事務職員の業務につきましては、応援体制の構築や業務分担の見直し、平準化等により対応しております。以上でございます。

○議長 原 典之 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校給食についての御質問でございますが、給食回数につきましては、学校によって行事や休業の日程が異なることから、これまでも上限回数の中で学校によって実施回数に差異があり、給食費も実施回数に応じて御負担いただいていたものでございます。令和8年度から給食の上限回数を増やすに当たり、子どもたちの食育の充実や市民サービスの公平性の観点から一定の水準を示す必要があると認識しており、小中学校ともに下限回数の考え方についても学校に示したところでございます。今後、給食室の環境改善や各校の給食日程等に関する情報共有を進めることなどによって、各校が実施回数を増やしていくことができるよう後押ししてまいりたいと考えております。

次に、給食室の環境改善についての御質問でございますが、空調設備の整備完了までの間につきましては、さらなる気温上昇が懸念される中、十分な対策が必要であると認識しており、これまで配付してきたスポットクーラーやアイスベスト、アイスクャップ、首元の冷却グッズ等を適切に活用するとともに、熱中症の予防に向けた注意喚起の強化や調理負担の少ない献立の工夫、他都市における効果的な対策の情報収集等を進めてまいりたいと考えております。

次に、部局間連携についての御質問でございますが、朝の居場所づくりにつきましては、学校との調整等を円滑に進めるため、教育委員会事務局に新たに担当を設置するものでございますが、放課後等の居場所づくりにつきましては、これまでも関係部局間で横断的に

検討状況の共有や課題整理等に取り組んできたところをごさいますて、今後も引き続き連携を深めながら検討を進めてまいります。

次に、高圧ケーブルについての御質問でございますが、本市では、市立学校において高圧ケーブルなどの高圧電気設備の不具合に起因する停電が発生した際に、委託業者が早急に現場に駆けつけ、原因調査や仮送電を行い、停電を早期に解消させる業務委託について、令和7年2月から契約しているところでございます。現在、複数のキュービクルを有する学校につきましては77校ございまして、高圧ケーブルの絶縁不良による停電が発生した場合につきましては、単独の学校と比べて、同委託による対応に制限があるものと認識しております。学校運営に影響を与えないよう施設管理を行うことは重要であると考えておりますので、停電への対策につきましては、同委託の活用をはじめ、電気設備点検の結果により劣化の兆候が確認できた高圧ケーブルの更新や、他の電気設備工事に合わせた計画的な更新を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 重富議員。

〔重富達也登壇〕

○33番 重富達也 それでは、再質問いたします。

まず、水道料金についてです。工業用水道事業の改定率を上回することは市民理解が得られないのではないかとお尋ねをしたのに対して、市長からは、水道事業と工業用水道事業はそれぞれの料金を原資とした独立採算であり、個別に検討すべきとの答弁でした。もちろん、制度や会計上は御答弁のとおりだと理解をしておりますが、上水受水単価の見直しの際に、水道事業管理者は、工業用水道事業の財政状況を踏まえて単価を設定したと答弁をされておりますし、環境委員会でも工水事業と水道事業のそれぞれの収支のバランスを考えて上水受水の引下げを行ったとの説明がありました。これは工業用水道事業の財政状況が水道事業の料金制度に影響を与えたということであり、最終的な結論を出す段階においては、市長のおっしゃる個別に検討がなされるものと理解をしておりますが、料金制度等の検討過程においては、本市では水道事業と工業用水道事業の関連性を一切考慮しないとまで言い切るべきではないのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、川崎未来エネルギー株式会社についてです。市場調達率を10%から30%に引き上げるということについて、その妥当性をお尋ねしたのに対して、市場調達率30%は目指す目標ではないとの御答弁をいただきましたので、あくまでも上限値としての目安と理解をしましたが、令和4年同様の年平均単価1キロワット時当たり20円の状況下でも黒字を維持できる水準なのかという質問に対しては明確な答弁がありませんでした。目安とはいえ30%までを許容する以上、想定可能な最悪のケースについて一定の仮定の下にシミュレーションをすべきです。市場調達率30%で令和4年同様の状況になった場合に黒字を維持できるのか、改めて伺います。

次に、国際園芸博覧会についてです。出展面積を約500平米とした根拠についてお尋ねをしたのに対し、持続可能な川崎らしい未来の姿を表現するために必要な面積だったとの答弁でしたが、500平米をどのように使うのかなどゾーニングが確定していない現時点で、どのような合理的根拠に基づいて500平米が必要だと判断したのか理解に苦しみます。なぜ300平米など500平米を下回る出展面積では持続可能な川崎らしい未来の姿を表現できないのか伺います。

次に、小学校における午前5時間授業についてです。教育委員会として当該取組について評価検証すべきと尋ねたのに対し、各学校が主体となって編成している、教育委員会としては取組事例の共有を行うとの御答弁でした。担当者会議等で特色を生かした教育課程の編成を事例共有するのであれば、教育委員会としても一定の効果検証を実施すべきです。今後は、児童、保護者へのアンケート調査だけでなく、教職員の負担感などについても教育委員会として成果や課題を整理すべきと考えますが、見解と対応を教育長に伺います。以上です。

○議長 原典之 市長。

○市長 福田紀彦 水道料金についての御質問でございますが、上下水道料金の在り方につきましては、上下水道事業経営審議委員会からの答申を受け、本定例会におきましても様々な御意見をいただいているところでございます。今後、具体的な改定案を検討する際には、こうした御意見をはじめ様々な要素を勘案し、安定経営と市民負担のバランスをしっかりと考慮してまいります。以上です。

○議長 原典之 教育長。

○教育長 落合隆 教育課程の編成についての御質問でございますが、学校教育法等に基づく学習指導要領において、各学校において適切な教育課程を編成するとされており、学校が教育課程の編成主体となっているとともに、教育委員会は、学校が学習指導要領等に基づき適正に実施しているか等について、必要に応じて指導等を行うものとされております。午前5時間授業につきましては、今年度から始めた取組であることから、年度途中の現時点では、学校での振り返りや検証の実証は確認できておりませんが、各学校において、この取組の効果や改善点などの検証を行うことは重要であると認識しているところでございますので、今後、各学校の状況把握に努めるとともに、検証結果等を確認してまいります。以上でございます。

○議長 原典之 環境局長。

○環境局長 中山健一 川崎未来エネルギー株式会社についての御質問でございますが、令和4年のような長期にわたり価格が高騰し、スポット市場から30%電力を調達した場合には、小売価格への転嫁やコスト削減等の対策を講じないと単年度での黒字化の維持は難しくなるものと考えております。電源の確保につきましては、国で議論されている相対電源確保率を踏まえ、スポット市場からの調達を30%の範囲内で調達するものとし、相対電源による調達と電力市場からの調達バランスを取りながら経営を行っていくなど、日頃から持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図っていくとともに、不測の事態に対応するため、引き続き財政基盤についても強化していく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長 原典之 建設緑政局長。

○建設緑政局長 河合征生 国際園芸博覧会についての御質問でございますが、国際園芸博覧会の花・緑出展につきましては、持続可能な川崎らしい未来の姿を国内外に向けて発信する絶好の機会でございますことから、市制100周年記念事業の象徴的事業として開催した全国都市緑化かわさきフェアで広く発信した緑のまちづくりをはじめ、本市の魅力や技術をPRするため参加を申し込んだところでございます。出展面積につきましては、応募段階では詳細な展示内容などは確定しておりませんでしたでしたが、庭園空間に加え、来場者の

滞留空間や動線の確保、そのほか、公募要領では出展面積の20%以内での建築物の配置が認められていることから、屋内展示も想定した結果、500平方メートル程度の規模が必要と判断したところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 重富議員。

○33番 重富達也 それでは、意見要望です。

まず、水道料金についてですが、上水受水単価の適切な水準を検討した際に、水道事業と工業用水道事業、双方の収支への影響のバランスを考慮したことを、僅か1～2年、この1～2年の間に忘れたかのような答弁は看過できず、再質問をさせていただきました。こうした要素も勘案して、水道、下水道の料金制度の在り方を検討するよう要望します。

次に、給食室等への空調設備の整備についてですが、来年度の調査の結果、空調整備が比較的容易である学校については、補正予算の活用も含めて計画を前倒しして整備を進めていただくよう改めて要望いたします。

最後に、高圧ケーブルについてですが、点検の結果、劣化の兆候が確認できた高圧ケーブルの更新などを計画的に行うとの御答弁がございましたが、昨年度の質疑で、令和5年度の点検における指摘事項のうち、約6割が未着手であることが明らかになっています。今後はこれまで以上に危機感を持った予防保全等を徹底するよう要望いたします。以上です。

○議長 原 典之 以上をもちまして、日程第1及び日程第2の各案件に対する各会派の代表質問は終わりました。これをもって代表質問を終結いたします。

○議長 原 典之 次に、議案の委員会付託についてであります。

お諮りいたします。日程第2の各案件中、議案第45号から議案第63号までの令和8年度川崎市各会計予算議案19件につきましては、この際、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいまの予算審査特別委員会は、3月5日の午前10時から本議場において開催をいたしますので、御了承を願います。

次に、ただいま予算審査特別委員会に付託をいたしました議案19件及び報告第1号を除く他の議案49件につきましては、お手元の議案付託表(その2)のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 次に、日程第3の請願、陳情を議題といたします。

令和7年第4回定例会以降、去る2月17日までに受理いたしました請願、陳情は、お手元の請願陳情文書表のとおりであります。(資料編*ページ参照)

ただいまの請願、陳情につきましては、文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま付託をいたしました請願、陳情のうち、本会期中に審議未了となったものにつきましては、議会閉会中の継続審査にいたしたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 次に、日程第4の議案第71号、川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに理事者に提案理由の説明を求めます。健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の追加議案につきまして御説明申し上げますので、2の1、追加議案書の1ページを御覧ください。

議案第71号、川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関し、合計所得額の算定方法及び市町村民税を課されていない者に係る特例を定めること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、附則第46項から第48項は、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定めるものでございまして、ページ中段、第46項は、第1号被保険者であって令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であるもののうちの一部の者の合計所得金額の計算に当たっては、給与所得控除の見直し前と同額となるよう規定を定めるもの、次ページに参りまして、第47項及び第48項も第46項と同様の特例を定めるものでございまして、収入金額の範囲をそれぞれ65万1,000円以上161万9,000円未満、161万9,000円以上190万円未満と規定するものでございます。

次に、次ページに参りまして、第49項及び第50項は、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるものでございまして、第49項は、第1号被保険者の令和8年度の保険料率の算定に当たり、当該被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当するものがあるときは、市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなすことを規定するもの、次に、5ページに参りまして、第50項は、第1号被保険者の令和8年度の保険料率の算定に当たり、令和7年の給与所得を有するものであって、一定の条件に該当するときは、市町村民税が課されていない者に該当しないものとみなすことを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和8年4月1日からとするもの、次に、第2項は経過措置でございまして、改正後の条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で、健康福祉局関係の追加議案の説明を終わらせていただきます。

○議長 原 典之 以上で提案説明は終わりました。

これより、ただいまの議案第71号に対する代表質疑を行います。発言は質問者席でお願いいたします。

それでは、発言を願います。31番、渡辺学議員。

〔渡辺 学登壇、拍手〕

○31番 渡辺 学 私は、日本共産党を代表して、提案されました追加議案——議案第71

号、川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質問します。

この議案は、介護保険法施行令の改正に伴う令和8年度の保険料率の算定に関し、合計所得の額の算定方法の特例を定める改定です。改正案は、税制改正による給与所得控除額の引上げで、所得基準により保険料段階を判定すると、一部の第1号被保険者の保険料段階が下がり、保険料収入が減少します。これを避けるため、税制改正前の保険料段階の判定になるよう特例を定めるものです。これにより、本来は保険料段階が下がるはずの方も現段階の保険料となります。対象者の多くは給与収入が少ない低所得層です。ここから徴収する保険料を介護保険財政の不足に充てることとなります。低所得層に介護保険財政の不足分を充てることについての本市の見解を伺います。令和7年度税制改正は、物価上昇及び就業調整等への対応として、給与所得控除引上げを実施するものです。国の施策による保険料収入不足は国費で補填するべきと考えますが、見解を伺います。今回の給与所得控除額の引上げで、所得基準により保険料段階を判定すると、本市は約1億8,000万円の介護保険財政不足とのことです。法的に本市一般財源からの介護保険財政への繰入れは可能なのか伺います。不足分は一般財源で補填することについて伺います。本年1月9日付の厚労省事務連絡、前年度住民税非課税者に係る特例減免についての内容について伺います。本市の対応について伺います。また、この特例減免は、介護保険法第142条に定める特別の理由に該当するとしています。住民税非課税者以外の他の保険料段階でも適用可能のか伺います。次期の介護保険事業計画期間の保険料についてです。税制改正の趣旨に照らせば、給与収入が少ない低所得層の保険料の軽減が必要です。保険料段階と負担割合の算定に当たり、高所得者の所得基準を引き上げた段階を増やすとともに、低い段階の負担割合を下げる検討が必要と考えますが、伺います。以上です。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 介護保険条例についての御質問でございますが、介護保険財政につきましては、原則3年を1期とするサイクルで、保険料収入を見込んだ上で事業運営を行っていることから、令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画における保険料の一時的な収入不足を可能な限り防ぐため、令和7年12月及び令和8年1月に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたため、同様に条例改正を行うものでございます。保険料の収入不足につきましては、令和7年12月の大都市介護保険担当課長会議として、国費にて補填するよう要望したところでございます。介護保険料につきましては、法令により、介護保険給付費等のうち、50%を公費で、27%を第2号被保険者が負担し、残りを第1号被保険者が負担することとされているところでございまして、一般財源での繰入れにつきましては、会計検査院において、制度上想定されない繰入れを行うことは費用負担の公平性を損なうおそれがあるとの指摘がなされていることから、適当ではないものと考えております。いわゆる特例減免につきましては、令和7年度の市町村民税が非課税の者について、税制改正の給与所得控除の見直しの影響で、令和8年度の保険料算定において、非課税が課税となる者を引き続き非課税として判定できるとの事務連絡を受けたところでございまして、今後、国の動向を注視するとともに、他都市の状況等を踏まえ適用範囲を検討してまいります。なお、次期計画期間の保険料につきましては、国の動向を注視しつつ、第1号被保険者数及び介護給付費の見込み値等を踏まえ、所得に応じた適切な保険料について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 渡辺議員。

○31番 渡辺 学 あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○議長 原 典之 以上をもちまして、議案第71号に対する代表質疑を終結いたします。

○議長 原 典之 ただいまの議案第71号につきましては、お手元の議案付託表(その3)のとおり、健康福祉委員会に付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 お諮りいたします。本日はこれをもちまして散会することとし、明日28日から3月17日までの18日間は委員会における議案の審査等のため休会とし、次回の本会議は3月18日の午前10時より再開し、各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 本日はこれをもちまして散会いたします。

午後4時19分散会